

第25回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日 時 平成15年3月27日(木)午前10時から午後3時40分まで

場 所 県庁講堂

出席者 宮地委員長以下14名中12名出席(植木委員、宮澤委員欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは、定刻となりましたので、只今から第25回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶をお願い致します。

宮地委員長

皆様、おはようございます。委員会も第25回になりましたけれども、開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。ご存知のように県議会が2月に定例会がございまして、しばらく委員会の間が開きました。それから、また4月早々には統一地方選挙が予定されておりまして、何かと忙しい年度末でございますけれども、皆様方、ご多忙にもかかわらず、たくさんの委員のご出席を頂いて、ありがとうございました。今後を考えてみますと、次回の検討委員会も県議会議員の選挙のあとになってしまうだろうと、だいたい予想されます。ですから、またしばらくちょっと4月中旬まで間が開くことになってまいります。従って、今回はできるだけ審議を進めておいて、6月末の任期中に残る河川の答申が出せるようにしたいと、私は考えております。本日は、過日、答申を行いました上川流域についての報告を申し上げます。それから、角間川と駒沢川の部会が終了を致しましたので、それぞれの部会報告を頂きたいと思っております。それから、清川と郷土沢川については答申に向けて、経過をご報告申し上げまして、審議を頂きたいと思っております。それから、薄川と黒沢川につきましては、小委員会や部会からの報告を受けておりますので、委員会での審議を進めて参りたいと考えております。今回も引き続き建設的なご意見を頂きまして、有意義な委員会となりますようにご協力をお願いしたいと思っております。以上、簡単でございますけれども、一言ご挨拶申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。只今の出席委員ですが、14名中11名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。なお、竹内委員が若干遅れるというご連絡を頂いております。それから、議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思っておりますが、資料1としまして、財政ワーキンググループの報告、駒沢川、それから、資料2、部会報告の資料。それから、資料3としまして角間川部会の報告。それから、資料4ですが、駒沢川部会の報告。それから、資料5 - 1、河川の流況と取水量について。

それから、5 - 2としまして、水利権調整特区提案経過。それから、資料6としまして、薄川公聴会の報告。それから、資料7、清川の答申案ということでございます。確認の方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、委員長さん、議事進行の方をお願い致します。

宮地委員長

はい、承知致しました。それでは、まず、はじめに本日の議事録署名人を指名致します。今回は高橋保委員と松島（信）委員、お二人をお願いをしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。では、報告に入ります前に、高橋委員からご発言のお申し出がございましたので、ひとつお願いをしたいと思います。どうぞ、よろしく。

高橋委員

おはようございます。非常に貴重な時間を拝借致しまして、申し訳ございません。私の不注意によりまして、1月17日でございましたけれども、ちょっと転倒致しまして、右肩の腱を切りまして、そのまま少し家で療養していたんですが、その後、なかなか直らないということで検査をして頂きましたら、そういう結果になりまして、2月12日でございましたけれども、入院を致しまして、手術をして頂き、3月20日に無事、退院をさせて頂きました。現在は週3回くらいのリハビリで、やっておりますけれども、特にこの23回、24回欠席したわけでございますが、特に黒沢の問題でご審議を頂いたことございまして、本当に欠席したことに対して申し訳ないと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

宮地委員長

どうぞ、ご苦労様でございました。どうぞ、お大事になさってください。まだこれから、たくさんありますので。はい、それでは、報告事項に入って参ります。報告の第1は上川の答申についての、ご報告でございます。これは私から申し上げますと、3月3日に上川への答申を私と植木委員が知事のところへもって参りました。前回、持って参りました答申の内容は前回欠席した委員のご意見を受けまして、少し表現を訂正した箇所がございます。けれども、本筋はほとんど大部分のところは前回の委員会と変えておりません。それで提出を致しました。それにつきまして、知事からは中身をよく読んで関係部局に図って検討すると、こういうお答えを頂いておりますけれども、一般的に委員会のいろんなハードな仕事について、感謝の意を表して頂きました。そのことを皆様方にお伝えしたいと思っております。以上が上川の答申についてでございます。よろしくお願いましょうか。それでは、報告の2番目に入ります。財政ワーキングの報告でございますが、財政ワーキンググループから駒沢川財政報告をお願い致したいと思っております。よろしくお願います。

五十嵐委員

これは既にもう委員会に提出してありますので、事務局の方から概要を説明させていただきます。

宮地委員長

事務局の方からお願いを致します。

五十嵐委員

前提条件について見ますと、これはどこでもほとんど同じですから、省略して、時間節約のために内容だけ報告してください。

事務局

了解致しました。それでは、説明させていただきます。駒沢川部会の財政ワーキング報告でございます。駒沢川部会におきましては、資料のはじめに、の冒頭にも書いてあるとおり、多目的ダムによる案とダムによらない案のうち、河川改修と井戸、それから、河川改修と砒素除去施設という3つの案について試算を申し上げております。前提条件は記載のとおりでございますが、駒沢川に特に関したことでございますが、イのところで治水安全度が1/30、基本高水流量が52m³/sということですので、それから、力の小野簡易水道の平成22年における水需要量は1,000m³/日とするということでございます。2番の費用の比較でございます。1番に治水対策案について。治水対策案については、ダム案と河川改修案が審議されております。(1)ダム案でございますが、既に執行済みの費用を除いた概算費用を試算すると、別紙(1)のとおり、約56億円になります。2ページでございます。ダムなしの案でございますが、河川改修案の概算費用を試算すると別紙1のとおり、約11億円ということになります。続いて、利水対策でございますけれども、駒沢ダム計画では、上水道と農業用水への供給を目的としております。現状については記載のとおりでございます。特に小野簡水道の駒沢地区というところの水源でございます井戸から砒素が基準値未満でありますけれども、検出されております。駒沢のダム建設では、この砒素の検出される井戸を廃止して、駒沢ダムから500m³/日、その他の水源から600m³/日、合計1,100m³/日を確保する計画であります。部会ではこの1,100というのを平成22を目標とした上水道需要量を1,000m³/日とすることを確認し、ダムによる案として、「ダムによる水道水の確保」、それから、ダムによらない案として「新たな井戸による案」、それから、「砒素を除去する施設を設置する案」による2案、計3案が審議されました。それから、農業用水でございますけれども、駒沢川に既存の権利として6箇所27畝の慣行水利権が設定されているが、渇水期には用水が不足するため、ダム案では渇水時期の不

足量を貯留する計画であります。また、ダムなし案は、駒沢川からの農業用水の取水を現状維持として、不足分の一部を細洞ため池の容量増を図って渇水時期の対策とする案ということでございますが、必要量全部の確保は、ちょっと難しいのであろうということと審議されておりました。それぞれの費用でございますけれども、ダム案でございますが、別紙3のとおり、初期投資は3.1億円です。この財源は交付税措置分が1.5億円、県の補助分と利水者負担分を合わせて1.6億円でございます。100年換算の場合には、7.8億円。この財源は交付税措置分が3.1億円、県と利水者負担分を合わせて4.7億円ということになります。続きまして、ダムによらない案の新規井戸案でございますが、初期投資が1.6億円。交付税措置分がこのうち0.65億円。県の補助分と利水者負担分合わせて、0.95億円です。100年換算の場合には、11.9億円。その財源が交付税措置分が約4.4億円、県の負担分と利水者負担分を合わせて7.5億円でございます。次にもうひとつのダムによらない案の砒素除去施設案でございます。これについては別紙5のとおりでございます。初期投資が2.5億円、この財源内訳が交付税が1.25億円、県の補助はなく利水者負担分が1.25億円。100年換算につきましては、20.5億円、その財源、交付税措置分が6.25億円、県の補助はなく利水者負担は14.25億円でございます。農業用水でございますけれども、容量増に関しましては、1.1億円から2.2億円でございますが、現時点では補助が困難でございます。また、ため池の堤体補強に関しては、約1.1億円でございますが、国庫補助の対象となる場合については、利水者負担が0.4億円ということになります。それから、その他の対策についてということで、森林整備と侵食防止対策というのが部会の方で挙がりました。ダム案、ダムによらない案、いずれの場合においても、今後、関係者と十分協議の上、合意形成の下に推進していく必要があるということで、森林整備は66haの整備で0.3億円。また、侵食防止工は、必要箇所の選定について、現地における調査が必要であるため、全体金額は現段階では算出できないということになっております。総括でございます。ここでは特に、治水については長野県の一般財源、利水については地元負担の観点でまとめてございます。まず治水ですけれども、ダム案でございますが、長野県の負担分は、総額56億円のうち、約15億円でございます。それから、2番に河川改修、ダムのない案ですけれども、この総額が11億円ですが、長野県の負担分は県単で実施する場合は、11億円、国庫補助の場合は5億円でございます。また別紙2のとおり、ダムを中止した場合、長野県の負担分は算出できる範囲で最大約3億円ということでございます。次、利水でございますが、ダム案でございます。初期投資は3.1億円、100年換算は7.8億円ですけれども、利水者負担分を見ると、初期投資が1.5億円、100年換算の場合には、4.6億円です。農業用水の対策費用はダム案の場合には不特定用水の普及としてダムの建設費の中に含まれております。ダムによらない案の中の新規井戸案でございますが、初期投資1.6億円、100年換算の場合、11.9億円でありまして、地元の利水者の負担金だけ見ますと

初期投資が6.5億円、100年換算が7.2億円です。砒素除去施設案ですが、初期投資が2.5億円、100年換算が20.5億円ですが、利水者負担だけ見ると、初期投資が1.3億円、100年換算が14.25億円ということになっています。最後に農業用水でございますけれども、細洞ため池の容量増は、必要量の一部を確保する対策であり、利水者負担は初期投資で1.1億円から2.6億円の範囲でございます。以上でございます。あと、参考資料として別紙1から5まで添付してございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。五十嵐委員、何か補足ございます。よろしいですか。只今のご報告何かご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

大熊委員

確認なんですけれども、ダム案の場合に100年換算という時に例えば、堆砂に対する維持管理費等については計算されているんですか、いないんですか。

宮地委員長

ご返事を頂けませんか。はい、お願いします。

幹事（河川課）

ダムの堆砂計画を100年分で見えておりますので、計画どおりだと致しますと、見ておりません。

大熊委員

100年過ぎたところはどうするんですか。だから、そういう、ダム造ることによって、確実に起こっているマイナス面がこの中には含まれていないということを一応、確認しておきたいと思います。それから、もう一点、3ページのところで、ダムを中止した場合、長野県の負担分、最大約3億円というのは、これは今まで補助金受けたものに対する返還みたいな金額ということですか。

宮地委員長

どちらでご返事を頂けますか。

幹事（河川課）

河川課です。別紙2にその内訳が掲載してございます。3億円の内容と致しましては、過年度の国庫補助金の返還、これはすでに償還した分でございます。それに伴います加算金、これは平成14年度に返還する場合を計算してございます。あと調査施設撤去費、

それと過年度利用起債の一括返還と想定されるものを掲載してございます。以上です。

宮地委員長

はい、分かりました。

よろしゅうございますか。他にいかがでしょう。それでは、この財政の報告はいずれ駒沢川の議論の時にご参考にさせて頂きたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、部会報告に移ります。角間川部会の報告をお願ひしたいと思っております。あと、駒沢川もあるわけですが、角間川、駒沢川、両部会というものの部会の審議は終わりました、部会報告が本日の委員会に提出されます。本日はいろいろ審議事項、たくさんありますので、恐れ入りますが、角間川と駒沢川に関しては、部会の報告とその報告に対する質疑をそのまま頂いて、内容についてのご意見等は次回以降にご審議を頂きたいと思っております。もし、十分時間が取れば別ですが、だいたいそのように考えておりますので、よろしくご了解を頂きたいと思っております。では、最初に角間川の部会報告を風間部会長にお願ひを致します。

風間委員

それでは、角間川部会の報告をさせて頂きます。まず概要についての説明でございますが、昨年10月18日の第1部の部会から3月8日、今年でございますけれども、12回部会の審議まで、合計12回の部会審議、そしてまた1回の公聴会、これは2月12日に行いましたけれども、開催をした中で最終的に部会報告案を取りまとめたものでございます。限られた大変短い期間であったわけでございますけれども、そのような時間の背景の中で以下に効率的な審議を進めるかということをもまず1点に勘案をして仕事を進めて参りました。既に一方でダムによる案というものも存在をしておりますことから、いかに効率的に審議を進めるかという観点からもダムによらない治水・利水案というものを委員の皆さん、それぞれが様々な視点から提案をして、そしてその代案を検証するという作業から入っていったものでございます。そのような審議の中で水利権のような調整に長期間の時間を費やすような問題やあるいは、湧水、あるいは、地下水の調査の不足による審議の限界があったわけでございますけれども、100%納得する対策案が構築できたわけではありませんけれども、委員全員が大変なお知恵を絞って頂きまして、総合的な治水・利水対策案についての審議を重ねて参り、そして一定の結論に至ったものでございます。なお、部会の報告をまとめるにあたりましてのポイントでございますけれども、これはもう当然のことでございますが、部会の審議を尊重をするということと、そして、ダムあり、あるいは、ダムなしともに今後の課題を明確にして検討委員会での審議や、あるいは、流域協議会での審議に反映ができるようにまとめていこうというポイントに重点を置きました。更に、利水に関しましては県の支援を頂きながら、市や町と十分なる協議をした上で、双方納得する形でのまとめがよろしいので

はないかというふうに考えたことも重要なポイントでございます。そして住民の意見、そして民意が尊重されなければならないこと、以上のことをポイントに報告をまとめさせて頂きました。なお部会報告につきましては、皆様方に前もって配布をさせて頂いているわけですが、概略につきましては、時間の関係でもう既に皆様方お読み頂いているというふうに存じますので省略をさせて頂きたいと思っております。その中で先程申し上げましたとおり、代案についての審議の時間、非常に割いたわけでございます。私ども部会の報告と致しましては、お手元でございます報告書の中に、横長のページが数ページに渡って入っております。こちらを見て頂きますと角間川部会で審議をされました治水の代替案、そして利水の代替案、おそらくはこれ以上の代替案というものは存在しないであろうと思われるわけでございますけれども、それぞれの委員の皆様方から出して頂きまして、そしてそれに対する審議の内容、検討された部分、その結果というようなものが、この横長のページにまとめてございますので、後ほどの審議に役立てて頂ければありがたいと、このように思っているところでございます。それでは、幹事の方からダムによる、あるいは、ダムによらない案におけるその治水・利水対策についての説明をお願い致します。

宮地委員長

はい、お願い致します。

幹事（中野建設事務所）

中野建設事務所でございます。それでは、角間川部会で審議されました主な治水代替案について説明させて頂きます。報告書の20ページから1枚めくって頂きまして部会報告別紙2をご覧頂きたいと思っております。ここに審議されました治水代替案がありまして、河道対策案について説明させて頂きます。前提条件でございますが、治水安全度が1/100、基本高水流量は千曲合流点で1,020m³/sでございます。星川橋下流が830m³/sということで前提条件がございます。このうち、星川橋下流ですが、星川橋とそれから、穂波大橋間については、対策案としまして、河床掘削案、それから、引き堤案、それから、堤防掘削、それから、堤防の嵩上げ、それから、パラペット案という5つの案がございます。それぞれの形状につきましては、ご覧のとおりでございます。河川改修の概要は河床掘削案につきましては、河床について10cmから50cmほどの河床掘削とするということでございます。工事の概要は今のとおりでございます。社会的問題・影響でございますが、河床付近に温泉がありまして、温泉の源泉が河床付近に位置しておりまして、河床掘削、それから、水位の低下等による影響が懸念されます。部会で審議・検討事項でございますが、これにつきましては、実現性が高く、それから、他の代替案、パラペット、嵩上げ等との組み合わせも考えられるということでございます。掘削による温泉への影響、少ないと思われまじく、希釈井戸がござい

ますが、それらの影響等の調査、それから、地下水の測定等の調査を1年半ほど調査をする必要があるということでございます。それから、引き堤案につきましては、兩岸の右岸7mずつ後退させる案でございます。それと横にいきまして、堤防掘削案につきましては、区間内の堤防を7mずつ後退させるということ。パラペット案につきましては、堤防の流下断面が不足する箇所につきまして、10cmから50cmほどのパラペットを設置するということでございます。それと夜間瀬橋下流につきましては、河道を拡幅するということが検討されました。以上でございますが、1番下の方に書いてありますが部分的な河床掘削、それから、堤防掘削、堤防等の嵩上げ、それから、パラペット等の組み合わせ等によりまして河道対策にて、対応が可能ということでございます。次のページにございますが、角間川部会で審議されました主な治水代替案でございますが、これ流域対策でございます。5つの代替案でございますが、いずれの案につきましても、実施が困難である。代替案としては困難であるということが検討されました。その5つの案でございますが、角間川の流域での遊水池を設置するという案、それから、ため池を利用するという案、上流に琵琶池、大沼池ございますが、それらを利用するということでございます。あと、砂防事業で対応したらどうかということ。それから、地すべり対策で代替案にしたらどうかということ。それから、森林整備による代替案はどうかということと検討されましたが、いずれもダムによらない代替案としては困難ではないかなという結論でございました。以上でございますが、一部訂正でございます。今の説明しました角間川の流域の遊水池のところの、部会での意見・審議のところ、130m³/sの洪水調節とした場合、約13万m²の土地が必要で地形状、状の字が間違っていますので、すいません、訂正して頂きたいと思っております。上に書き換えて頂きたいと思っております。以上でございます。

宮地委員長

今の訂正のところをもう一遍おっしゃってください。ちょっと聞こえませんでした。

幹事（中野建設事務所）

角間川部会で審議された主な治水代替案の（流域対策）のところですね、その1番左側の欄で角間川（夜間瀬川）流域の遊水池の部会での意見・審議のところの下から2番目、地形状という字が違っていました。すいませんでした。地形上という、上。

宮地委員長

はい、分かりました。すいません。

幹事（食品環境水道課）

お願い致します。

宮地委員長

はい、どうぞ。お願いします。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課です。それでは、部会報告別紙3により角間川部会で審議された主な利水代替案についてご説明致します。まず、2番いきまして、角間川利水代替案一覧という表がございます。その中で大きく分けまして、まず河川水、地下水、それから、その他という大別で3種類、そして河川水については7案記載してございます。地下水については4案、その他について3案記載してございます。それでは、河川水からご説明致します。まず、農業用水転換についてですが、これについては流域利水調整が利水者間同士の関係で調整が出てきます。その関係で利水ワーキングからの提言と致しまして、利水調整は当事者間での合意が原則であるということは提言されました。それで今後の検討事項ということで慣行水利権等の転用については、水利権者と関係市町、当事者になりますが、これについて今後見直しをしていく必要があるということで、今後も話し合いを続けていく必要があるということ部会で確認してございます。それによって備考欄に、ダムによる代替案は困難という結論に達しました。続きまして、利水ダムですが、これについては、主な問題点、部会での意見等の中で、やはり、財源的に費用がかかると、財源的な問題が出まして案と致しましては、困難という結論に達しました。上流での河道外貯留、これについては、角間川上流になりますと国立公園という環境庁の管轄の許可が必要ということで、その一般的な許可は困難、嵩上げ等についての許可が困難という、また時間がかかるということで、その他意見が出まして、代替案としては困難という結論に達しました。また下流での河道外貯留、これについてはまず下流の土地買収面積が大きくなる。そのため、土地所有者の了解等を得られなければならないと、そういう必要性が出てくるということで、案としては困難であるという結論に達しました。そして、その右行きまして夜間瀬川高水敷および角間川に貯水タンク、これについては地下水の遮断、温泉源への影響が予想されるということで、現実的に困難ということで、案としては困難という結論に達しました。角間川砂防ダムからの取水、これについては砂防ダムということから水利権の取得が不可能であると、また、埋没してしまえば、取水は不可能になるということで現実的に不可能ではないかということから、代替案としては困難という結論に達しました。また、他河川からの取水ということで千曲川からの取水という案がございました。これについては飯山市の例を取りまして、ご説明、意見等がございました。その結果、新たな水利権の取得というのが困難であるのではないかとということで、この千曲川からの取水というものは案として困難という結論に達しました。次のページ行きまして地下水についてご説明致します。地下水ですが、これについては、硝酸・亜硝酸性窒素の地下水の関係の汚染が懸念されてはおります。また、

井戸の位置を決定するに当たり、地下水調査等の必要、また将来の枯渇の可能性という問題がございますが、高社山が火山帯ということで、山麓には地下水があるという意見がございました。また地形的にも地下水が見込める、現状でも井戸水源というものを市町村で持っておりますので、それについては将来的に可能性があり、また、有効な代替案ではないかということで、一応、ダムによらない案としては地下水案ということでこの案が決定してございます。その右いきまして、高社山トンネルの湧水、これについては新幹線トンネルからの湧水ですが、現在、新幹線の地質調査はトンネルの設計、施工に必要な基礎資料であり、地下水調査、水質調査等の水道水としての調査資料が現段階では入手ができないということですので、一応、今後、鉄建公団と定期的に情報交換をして、新たな水道水源としての活用を検討していくということで、報告書の中にも記載してございます。現段階においては、代替案としては困難という結論に達しました。あと地下ダムですが、地下ダムを施工することによって、基本的に水質の改善は図れないという意見がございました。また、現実的ではないのではないかという意見もございまして、代替案としては困難という結論に達しました。落合地すべりの排水の利用ということで、これについては、地すべり地帯での排水ということで季節変動やパイプがつかまる可能性があるというご意見がございました。それで現段階では横湯川にもうすでに水が流れているという関係で、慣行水利権者との水利権の調整が必要であるという意見がございました、よって、代替案としては困難という結論に達しました。そして、その他の3案についてですが、1つ目は現状施設の活用、今の施設の取水量を増やすということで、これについてはダム代替案という形ではなく、現状の施設の状態ということで代替案とはならないという形で一応、困難という結論に達しております。また、雨水貯留ということで、公共施設、家庭等で雨水貯留施設を設置していくという案が出されました。これについては浅川部会でも、緊急管理上としてのあり方について議論したが、答申には盛り込まれていないということで、ひとつ、また、量的に定量化ができないということから、代替案としては、適切ではないかということで、案としては困難ということで結論が出ております。排水、温泉水対策。基礎対策として、排水を処理するということで、砒素の除去対策として温泉水の排水処理により、河川水の有効利用を図るということで現在の正常流量は不足していることから、河川からの取水は困難であるという意見がございまして、これについては、代替案としては困難という結論に達しました。以上、大別では3項目、そして案としては、14案を検討致しまして、中で一応、地下水というものが1番有効な代替案ではないかということで決定して、それに基づいて試算致しました。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

風間委員

続きまして、私の方からでございますが、そのような形でダムによる案、ダムによらない対策案というものを検討してきたわけでございますが、今のご説明のとおり、ダムによらない対策案につきましては、治水に対してはパラペットを中心としたミックス案、そして、利水につきましては、地下水案ということで、現状の可能性の中では1番、現実性が高いであろうというようなことから、それらの案に結論として、部会としての結論を見たわけでございます。そして、そのダムによらない対策案というものが一応、形づけられたわけでございますが、一方で、ダムによる案、ダム案というものもあるわけでございます。その2つ、ダム案、ダムによらない案、それぞれの概要、また利点、欠点を明示してですね、公聴会の方で住民のご意見を聴取をさせて頂いたわけでございます。その公聴会におきまして、皆様方、本当に多くのご参加を頂いたわけでございます。しかも夜遅くまでお話しを伺ったわけでございますが、それらの意見につきましても、ほぼ二分がされたと、ダムによる案、あるいは、よらない案、それぞれ支持される方々がお出でにございまして、どちらが多いというような状況にもなってございまして、ほぼ二分というふうに私どもの部会の方としては理解をされていたわけでございます。そして、その公聴会のご意見を賜ったあとの部会におきまして、両案の比較検討を部会の委員ともども検討させて頂いたわけでございます。そして、最終的な各委員のご意見を聴取させて頂いたわけでございますが、一本化という形には至らなかったわけでございます。両案ともそれぞれ課題はあるわけでございますが、これまでの部会審議を踏まえての一定の結論であるということの認識を致しまして、部会報告は両論併記という形を取らせて頂いた次第でございます。なお、ダムによる案、あるいは、よらない案を支持する、双方ともに、世界に誇る志賀高原、温泉による観光地を抱える流域の住民として角間川、夜間瀬川を自然豊かな、災害のない河川にしたいという思いは共通しておりますし、また、安全で安心な水を求めるというお気持ちも共通しております。県においていずれの案に決定をされるに致しましても、この点についての十分な配慮というものを願うものでございます。そして、最後でございますけれども、この治水・利水に関しましては受益者であります住民のご意見、そして民意というものがやはり尊重をされるべきであろうということから、その汲み上げ方法のひとつと致しまして、住民投票があるわけでございますが、これらの新しい民主主義のツールというものを活用されて、住民の民意というもののありかを探っていくということも肝要であろうと、なお、その際には行政の方の責任として説明責任と情報公開が必要であるということも付記をさせて頂いてございます。今、申し上げましたことは、最終ページの方に書かせて頂いております。19ページからでございます。17ページのまとめのところから書かせて頂いております。20ページまでそのような形に書いております。両案とも先程申し上げましたとおり、両論併記という形で提示をさせて頂いているわけでございますが、先程申し上げましたとおりでして、付記すべきこととして、19ページから20ページの

ところに1から9まで書いてございます。これらは両論併記とはするものの是非、付記すべきであるという委員の皆さんからの強いご意見でございまして、あえてこのような形で書かさせて頂いたわけでございます。ここら辺のことについてちょっと、読み上げをさせて頂きたいと思っておりますところが、一つとして、過去の災害原因であり、多くの住民が不安を抱えている土石流や流木による災害防止は、ダムの有無にかかわらず、着実に実施されなければならないものである。よって、現在実施している上流での地すべり防止工事、治山工事、砂防工事を進めるとともに、中下流部においては流路の複断面化による偏流対策、護岸強化、堆積土砂の除去を引き続き実施していくこと、これは落合の地すべりという非常に大きな地すべり工事をしているわけでございますが、ここの部分についての皆様方、大変なご心配があるわけでございます。ここに今、県が工事しているわけでございますが、大変、部会員の皆様方、この地すべりに対しては関心を寄せられておりまして、ダムを造らないにしてもここの砂防工事というものをしっかりやって頂きたいという願いから、ここに付記をさせて頂いたものでございます。そして二つとして、洪水ハザードマップの作成、住民教育、水防システムの整備等のソフト面での防災対策を推進すること。そして三つとして、森林の持つ保水機能については、日本学術会議の平成13年11月の答申、「地球環境・人間生活の関わる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の中で、「森林はあくまでも、中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。」とされている。また、角間川流域は既に戦後60年と経った成熟した林であるが、間伐等の森林整備により保水能力を高められたいと、森林整備についての注文でございまして、四つとしまして、中野市、山ノ内町の水需要量については、過大だという意見もございましたが、工場誘致、観光客の入り込み数の回復・増加、定住人口流出抑制、下水道普及等に鑑みて、現段階においては、市、町の施策を尊重すべきと判断をしたと。しかしながら、節水、雨水利用等により、需要量を減ずる努力は必要であると、官民ともに積極的に取り組まれないということでございまして、五つと致しまして、広域的視野で地下水・表流水調査を継続的に実施し、水源確保と水質改善の方策を検討すべきであると。六つと致しまして、県、これは治水・利水対策推進本部でございまして、こちらの方が責任持って、北陸新幹線高社山トンネルの湧水について、日本鉄道建設公団北陸新幹線建設局と緊密に情報を交換し、新たな水道水源としての活用の検討を定期的にされたいということに付記してございます。それから、7つ目でございまして、農業用水の転用について、でございますが、水利調整は当事者間での合意が原則であるため、今後も当事者間の話し合いを続けていかれたらいいということでございまして、八ヶ郷をはじめと致しまして、多くの農業水利権者があるわけでございますが、この皆様方の了解を得ないことには割愛をして頂くということがなかなかにして困難であるという現状でございまして、しかし、それらの組合の皆様方の了解さえ頂ければ、可能性は見出せるという意味合いから今後も話し合いを続けて頂きたいと、こういうことに付記をさせて頂いたところでございます。

8つ目と致しまして、利水対策については、県が、その権限・役割・責任に鑑みて、検討委員会、部会での検討経過と結論を尊重し、さらに総合的な調査・検討を行い、将来に渡って水源と水質が確実であると判断したあと、必要な施設整備、維持管理費、水道料金への負担等を県と水道事業者と協議し、双方が納得した上で判断とすることということでございまして、これはもうこの検討委員会でも再三話題になっているところでございますが、水道事業者に負担を一方的にかぶせることなく、やはり、県も相応の負担をして頂くということを考えて頂きたいということ、部会の皆さんが、強調されていたことをこちらの方に付記をさせて頂きました。九つと致しまして、部会での取り組みを生かし、行政、住民が正確な情報を共有した上で積極的な取り組みが行えるよう治水・利水対策流域協議会、仮称を設置して、治水・利水対策を実現して頂きたい。これは角間部会はこれで閉じるけれども、しかしながら、流域の皆さんはこれで終わったとは思っていないし、なお、引き続きこの角間川の問題について、治水・利水の問題について協議する場を設けて、そして、住民参加の上で、双方が納得した上での解決方法を模索する会議を設けて頂きたい、こういうことございまして、9つ目として付記をさせて頂いた次第でございます。以上、私の方から角間川部会の報告とさせていただきます。

宮地委員長

はい、どうも、ありがとうございました。部会長さんも大変ご苦労なされたと思いますが、部会報告まとまりました。ありがとうございました。前もって配られておりますので、お読みの方もあるかも知れませんが、さし当たって、これについてのご質問ございますでしょうか。どうぞ。

大熊委員

私、部会員でありながら、入試だとか定期試験だとか、その他いろんなことでほとんど参加できなくて時々、やはり見落とししたりしておりまして、ちょっと確認がてら質問しておきたいんですけども、16ページにやはり、ダムによる案で100年換算の場合の費用が出ておりますけども、角間川ダムの場合は堆砂容量を少し小さく取って、上流の砂防ダムで浚渫、掘削、運搬するということが前提となっていたと思うんですけども、その掘削、運搬の費用というのはこの中に考えられているのか、そこのとこだけちょっと確認しておきたいんですけども。

風間委員

これは確か入っていないと思います。両方ともですね、ダムにしても、あるいは、パラペット案に致しましても堆砂はあるものというふうにカウントしなければいけないだろうということから、もしカウントするのであれば、両案にカウントしなければいけないだろうし、カウントしないということならば、両方にカウントしないということで、

確か、両方ともカウントしないという選択を選んだと思います。従って、この中には堆砂の金額というのは含まれておらなかったと思います。幹事の方で補足があればお願いします。

宮地委員長

はい、どうぞ。

幹事（中野建設事務所）

中野建設事務所でございます。今、部会長さんの言われるとおり、土砂対策については100年の計画堆砂でやっていますので、カウントされていません。

大熊委員

だけでも、その100年間の間、上流で土砂の浚渫、掘削、これはダムがない場合もやるということなのですね、砂防ダムでの掘削や浚渫、運搬というのは。ダムがある場合でもない場合でもやるということだということなのですね。はい、一応。

宮地委員長

どうぞ、高田委員。

高田委員

部会報告別紙1の中野市上水道計画水源の概要のところですが、下から4つ目の項、中野第2というのは表流水となっていますが、これ表流水でも砒素が入っているのですか。これは伏流水の間違いですか。

宮地委員長

はい、ご返事。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課ですが、これは湯沢川という川からの表流水でして、これについて砒素が検出されているということです。

高田委員

分かりました。

宮地委員長

よろしゅうございますか。それでは、部会報告を頂きました。これを受け取りまして

次回から審議に入りたいと思いますので、よろしくご検討頂きたいと思います。以上で角間川部会の報告を終わりました、次に駒沢川部会のご報告をお願いしたいと思います。どうぞ、藤原部会長、お願い致します。

藤原委員

報告致します。お手元のところに資料4として駒沢川部会報告というものがありますので、それはもうお読み頂いたものと思います。2月21日の検討委員会がありまして、そこまでの時には9回までの報告をしました。それ以降、今日までっていうので公聴会を1回、それから、第10回の部会を開きました。3月2日に公聴会をしたんですが、それに先立ちまして、集水面積についての問題が出されておりましたので、2月25日に急遽、現地確認の作業を致しました。その時には伊那建設事務所の方にもいろいろお世話になりましたけども、そういうことをやりまして、ある程度、現地の確認は致しました。3月2日の公聴会の前に私もその現場を見ております。この問題については、これからもう少しよく調べてみなくてはいけないなというふうな感じをしております。3月8日の第10回部会におきまして、最終報告をまとめました。お手元にお配りしたものが、その報告書です。結論から先に申し上げますと、ダムによる総合的な治水・利水案を選択するというのが、最終報告ということです。この検討委員会の対象になっている9河川のうちで、ダムがある、ダムなし、両論併記、いろいろな問題が出ていたわけでございますけれども、駒沢川の場合は地元の人たちはダム案も悲願だというふうな感じで受け止めているようなので、そういう意味でダム案というのに固執するというような形になったのかなというように思います。駒沢川部会では、ほとんどの部会審議というものをダムによらない案というものを皆さん方で審議を致しました。治水についても、利水についてもですね、ダムによらない案ということで、これはダムを主張する方も、一緒になって知恵を出して頂いて、ダムに代わる案、代替案というものを作ったわけですが、この代替案というものは多分、十分批判に耐えるようなきちんとした代替案ができたなというふうに私自身は感じてましたし、財政的にも、先程財政ワーキングから報告がありましたように、ダム案に比べて、ダムなし案の方がはるかに負担が少ないと、しかも実現性ということから考えるとですね、早期実現の可能性がある代替案というのはよくできたんじゃないかなというふうに思っているわけです。そういうようなことで3月2日の公聴会におはかりしたのですが、公述人の29名のうち、18人、もしくは17人と数えた方がいいんでしょうか、17、8人が、ダム案支持という意見を出されました。これはすべて小野地区、要するに、小野簡易水道組合の水を飲んでいる小野地区の人がすべてですね、ダム案の支持という意見を発表されたわけです。これを踏まえて、3月8日の第10回部会で特に特別委員の方11名の意見分布というものを調べましたけれども、この11名のうち8名がダム案を支持し、そして3名がダムなし案というふうな意見分布ということになったわけです。ただ、8名のダム案というふうに言っ

でも、これ現行のダム案ではなくて、むしろ規模を縮小した方がいいんじゃないかとか、そういうのも含めて一応、ダムというふうにやりました。そういうもの含めてダムによる治水・利水対策というふうにまとめたわけです。この間、部会をやってる度に、財政ワーキンググループから示されているいろいろな意見、特に長野県の財政状態というのは非常に厳しくて今後5年、10年はダムができる可能性がありませんということを何度も発言したんですけども、地元の意見としてはこういうことを承知の上でダム案支持というふうな意見が多かったというふうに思いますので、そういう意味でこの多数意見を尊重するというような形で報告書にまとめました。なお、特別委員の中の3名の方は、少数意見というように形で、ダムなしということを主張なさいましたので、その方の意見についてはきちんと名前を書いて頂いて意見書を出して頂く、そしてこれを報告書の添付資料として付けるということに致しました。ダムによらない案、いろいろ考える時に、県からいろいろな支援対策について、ご尽力を頂きましたし、そのことについては、県の支援対策について配慮して頂いたということで、特別委員である辰野町の町長さんも県に感謝するというのを、部会でも発言なさっておりましたが、残念ながら今回の駒沢川部会ではこの支援策というのは適用できないというようなことになってしまったわけです。特に、この問題ではですね、治水の根幹である基本高水流量、これがやはりもうひとつははっきりしなかったという感じがするわけです。駒沢部会始めるにあたりまして、基本高水ワーキンググループの方から、この駒沢川の基本高水基準点で52m³/sというのは大きすぎるんじゃないかというようなことを言われまして、これについても検討するようにと指示を頂いたんですが、私たちの間でこれが本当に過大なのかどうか、適正なのはどうかというようなことを検討するだけの能力がありませんでしたので、この問題については、過大であるということをしてですね、踏まえてこれから調べていかなければいけないなというふうに思っております。そういうことで今後数年をかけて雨量観測、それから、流量観測、そういうような調査をしっかりと、本当に基本高水というのは、どのくらいなのだろうかということを出してくる必要がある、更に部会が大詰めになった段階で、集水面積の計算が少しおかしいというようなことも出て参りました。この集水面積についてもやはりどこまでを集水面積として加えるのが正しいかというものも含めて、これも宿題という形になっておりますので、そういう意味で今日、お渡ししました報告書の11ページのところですが、上から7行目くらいのところで、このため、数年をかけて雨量観測、流量観測などの調査を充実させ、集水面積、流出解析のパラメーター、河道の流下能力を左右する粗度係数などを実測に照らしながら、再検討し、適正な基本高水を確定するというようなことで、数年、この問題についてきちっと調査をして頂きたいというふうに思っております。そして基本高水が過大だというような話し、また、集水面積がもう少し小さくなるかもしれないということになりますと、今、示された52m³/sという基本高水、これが適正な基本高水に修正される可能性が出てくるだろうと思います。そういう場合にはダムの規模の縮小、

もしくはダムがいないということでダムによらない治水・利水対策が講じられることもあるなあというふうに思っております。基本高水がもし適正な値をとるということで現在の5.2 m³/sが引き下げられるということになりますと、河川改修についても一応、私たちは河川改修案というのを部会で決めたんですけども、これも小規模となる可能性があります。そうなりますと費用も大幅に低減することができるだろうということがありますので、そういう意味では基本高水をきちんと出すということが、まず今やらなくてはいけないことなんではないだろうかというふうに思っております。利水についても、これも簡易水道、農業用水の利水量がどうなんだということをもう少し時間をかけて精査して現実に沿った適正な利水量というものを確定する必要があるというふうに思います。この具体化についてはですね、いろいろと推進室の方で進めて頂きたいというふうに思っております。なお、今回の10回の部会、1回の公聴会と通じて、なかなか合意形成というのは困難だったというのを痛感致しました。今後、調査に基づいて新しい基本高水が算定できるということになると、それについてのダムを含めた総合的な治水・利水対策案というものを策定するという段階になってくると思うんですが、その時にはですね、やはり、説明責任、情報公開、少数意見の配慮、それから、住民参加、合意形成、そういうようなプロセスをきちんと確保していく必要があるというふうに思っております。なお、この地域は東海地震にかかる防災対策強化地域ということになっておりますので、もしダムを造るという現実の話になってきた時には、詳細な地質調査を行ってダムの安全性を確認すべきであるというふうに思っております。少数意見については、お配りしました報告書のところに、記名の上、添付されておりますので、ご参考までにご覧になって頂ければと思います。以上です。

宮地委員長

はい、幹事会の方、こちらの部会報告についてはよろしいわけですか。どうぞ。

五十嵐委員

ダム賛成案のですね、意見の分布状態を教えてくださいと思うのですが、ダム賛成について大きく言って、利水と治水に分けてですね、治水・利水双方の観点からダムが必要だという意見もありますし、治水的にはいらなくても、利水的の観点から必要だということもありますし、あと、逆の場合もありうると思うのですが、その辺の意見分布はどのような具合になっているんでしょうか、というのがひとつです。今、おそらく基本高水の話し、説明なさっています、この基本高水におくと意見分布と関連してどのように議論構成が変わってくるのでしょうか、ということをお教えください。

藤原委員

意見分布のことですけれども、治水・利水、これ分けてというわけではなくて、総合的な判断ということで治水・利水を含めた判断です。ダム案というのは、公聴会の場合は先程申し上げましたように、29名中17名、もしくは18名がダム案で、11名の方がダムなしということですし、特別委員の11名の方の内訳というのはダム案が8人でダムなし案が3名というようなことです。なお、そのところには検討委員会が5人入っておりますけれども、その検討委員の方の意見は、その意見分布の時にはお聞きませんでした。というのはその方は、一応、報告がこういう報告になったとしても、部会報告にこだわらずに、この検討委員会で意見を述べる機会があると思いましたので、そういうことで頂きませんでした。

五十嵐委員

基本高水について仮に後に修正されたとして、この意見分布はそれとまったく数字上は変わらないと思われるということですか、それとも、大いに変わりうる可能性あると、どちらでしょうか。

藤原委員

変わりうる可能性があると思います。というのは、結局、基本高水というのを52m3/sというふうに分けられ、提示してお出ししてありますけれども、その中でも既にこういう大きなダムはいらないんじゃないかという意見がダム案の中の方にもあります。ですから、そういう意味で基本高水が適正な数値ということで出てくれば、勿論、ダムの縮小ということになるかもしれませんが、もしくはダムがなくても十分に治水・利水の面が果たせると、利水の方が果たせなくなってしまうんですかね、治水の面はその問題については、ダムがなくても対応できるというふうに思っております。それから、利水についても、現在のところでは何とか対応できているということで、今後、人口がどうなってくるかということも含めると、むしろ利水の面でも、それほど問題はおきないかもしれない。ただひとつ問題だと思うのは、今、汲み上げている下町水源というところの水道のところですね、そこで、砒素が基準値以下ですけれども、含まれているということがありますので、これについての除去施設というのは、1億5,000万くらいかければ、できるということになっておりますので、そういう見通しも立っていますから、万一の場合はそういう対策を取ることができると、私は今度の代替案の中ではですね、この財政ワーキングの中から出して頂いた中でも、遥かにダムなしの方が費用が少なく済むし、更にですね、水道について本来はあまり対応、県の方は対応できないという話だったんですが、この間の幹事会の方で、水源調査については、50%を県が持ってくれる、それから、水道事業についても、20%を上限として対応してくれると、それから、河川改修の問題についてもですね、これについても、脱ダム債を対応してくれ

るというふうなことになるので、そういう意味では早期実現で可能性のあるものということを言えばですね、やっぱり、代替案じゃないかなというふうに私、個人は思ってたわけなんですけど、地元の方はそういう選択をなさらなかったということです。ただ、その中で繰り返しになりますけども、基本高水がやはり、もう少しきちんと調べないと、河川改修案そのものも、今のままでいいのかと、もしこの河川改修案の時に、基本高水が下がってくれば、河川改修の費用ももっと小規模になりますから少なく済む、もしくは河川改修もいらないかもしれないということになってくると思っているんです。ですから、とにかく、ここを数年をかけて、それをきちんと出すということをやらずに、その段階でもう1度情報を公開とか、住民参加ということを確認するような形で検討するというようなことをすれば、もう少し、良い解決策を出してこることができるんじゃないかというふうに思っております。

五十嵐委員

もうひとつ、よろしいでしょうか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

これはちょっと角間川にも関係するのでしょうか、例えば、今の駒沢川の部会報告を受けてですね、検討委員会としては、この点については、部会からはダム案だという報告を頂いているけれども、今の状況を見るといろいろ調査不足で確定的に言えないので、この件については、例えば、調査の後、もう一度やり直さないと、端的に言えばですね、そういう答申でも部会としてはOKとなるのでしょうか、例えば、それもう一度部会に返さなきゃいけないということになるんですか、手続き的に。

藤原委員

この部会報告のところにも、11ページのところにも書いてありますけれども、数年をかけて雨量観測、流量観測などの調査を充実させ、集水面積、流出解析のパラメーター、河道の流下能力を左右する粗度係数など実測に照らしながら再検討し、適正な基本高水を確定するということになりますから、これを確定するということです。それとその下の方に、調査の結果を踏まえた新たなダム計画の策定にあたっては説明責任、情報公開、住民参加、合意形成等のプロセス等を遵守するというふうに書いておきましたので、まず、調査をしてその結果が出てきた段階で、このダム計画、ダムありという計画を、もう一度、検討をしてみる。その段階で、もし基本高水が下方修正されるということになって、ダムがいらぬというふうなことになるかもしれないし、ダムの規模を小

さくするということで対応できるということになるかもしれないというふうになるのですが、今の段階では私たちの部会ではここまでということなのです。

五十嵐委員

それは分かっているのです。私が聞きたいのはですね、要するに、この検討委員会でこういう調査すべて終わるまで、ダムありともダムなしとも言わないと、すべてやっつから決めてくださいよ、という答申はありうるかと、そう仮に考えた場合に、そういう答申出すけれども、それでいいかということをもう1回部会に聞かなきゃいけないかどうかということを知りたいんですよ。

藤原委員

そういうのを聞けという意見がもし出てくるかもしれませんが、今の段階で、第10回までの部会の中での、話し合いの中ではそういうようなことはないだろうというふうに思います。

五十嵐委員

ちょっと角間川の方についても聞きたいんです。両論併記になっていますね。どっちかに決めるのか、あるいは、ダムありに決めるとか、ダムなしに決めるとか言った時に、もう一度手続き的に、どっちにせよ、部会の方に図ってもう一度皆さんの意見を聞くという手続きをしなければいけないかどうかということです。

風間委員

基本的には部会としては、今までの部会の審議で一応の結論という形を取っておりますので、これからですね、検討委員会の中で、そのような方針が新たに出てきたならば、それはありうるのかなとは思いますが、ただ、今、現在の時点では部会の皆様方はそのつもりはないと思います。

五十嵐委員

もうひとつね、なぜそんなことを聞くかということ、前提条件だけでは限界があるわけですね。考え方じゃなくて、例えば、黒沢にも関係するのですけれども、利水者負担について、全額だと思っていたのが、県の方で20%負担するとか、こういう条件に基づいて何か理由の変更があった時に、大幅な前提条件の変更があった場合にもう一度戻すというのもありうると思うのです。時間的なちょっと問題あるんですけども。

風間委員

今後、治水・利水対策協議会というものが、設置されたいというのはそこに実は意味

がございまして、部会としてはこれで一定の方針を出したけれども、その後も継続的にその協議会の中でやって頂きたいと、私どももその協議会に入ることもやぶさかではないということなので、ですから、新たな見解の中で継続的に、先生おっしゃるような高水に関する調査の結果だとか、あるいは、県の方針が今までの方針とは違う部分が出てきた場合に、その協議会で対応してくというものがいいのではないかと、こういうことだと思います。

宮地委員長

分かりました。石坂さん、大熊さん、何遍目ですから、先、石坂さんをお願いします。

石坂委員

すいません。私はひとつ確認だけさせて頂ければ、良いのですが、今の駒沢部会の報告で、不確定要素もうひとつ多く、宿題も抱えて、結論的にはダムによる総合的な治水・利水対策案という取りまとめということなんですけど、一方で少数意見のダムなしの意見書の添付もあるという、そういうまとめになっていますので、このダムによる総合的な治水・利水対策案ということが取りまとめになった根拠といいますか、それは単純に多数意見、両論併記でなかった理由なんですけど、多数意見を尊重したというふうに受け止めればよいのかということだけ確認させて頂きたいんですけど。

藤原委員

単純にそういうことです。要するに、意見分布を求めて、特に特別委員の方の意見はどうだろうかということをお求めましたところ、ダムによるという案の意見の方が多かったんで、そういう意見を尊重したということです。ただ、その場合に少数意見はきちんと記載しておかないとですね、いけないと思いましたので、少数意見については、別に、名前をきちんと出してもらって、添付をするというふうにしたわけです。

宮地委員長

大熊委員、どうぞ。

大熊委員

流域面積が0.45 km²少ないということが判明したにもかかわらず、というような意見書が入っているんですけども、流域面積というのは、こういう河川計画の1番の根本であって、これは時間をかけて検討するようなものではなくて、すぐさま結論を出さなきゃいけないものだと思うんですよね。これは治水の基本高水を決める際にも必要ですし、利水の容量決める際にも絶対に必要なもので、これを抜きにして物事が決まるわけじゃないんで、これはどういうことなのか、まずそれを。藤原先生からのお答えと、

それから、河川課からなぜこういうことなのかを、やっぱり、釈明してもらわない限り、こういう計画はどっちが正しかったのかということはっきりと教えて欲しいです。

宮地委員長

関連ですか、どうぞ。

高田委員

今、大熊さん言われたの、まったくそのとおりです。一度県が国へ出した基本高水が絶対に変えれないとしたら、この間違っただけのものにそのまま最後まで拘束されるわけです。こういうことがあっていいのかということです。これに対して、1番根本的な部分で間違いがあったので、県が国へあれは間違っていましたというような言い訳がもっていけるかどうかですね、その辺、是非、お答え頂きたい。

宮地委員長

部会長、いかがでしょう。

藤原委員

そのことについて申し上げますと、2月の第8回か、第9回の部会の時ですけれども、実は急にそういうことが部会に出されていたわけです。特別委員のひとりが、集水面積について、疑問があるんだということで、分水嶺があるんだけど、その分水嶺を越えて、流域面積を計算してるから、本来だったらその分水嶺を越えた部分の向こうの水はですね、駒沢川に入らなくて、反対側の、当然そうですけども、高橋川という川に流れるんだと、にもかかわらず、その面積も含めて集水面積として計算されてるから、基本高水は過大に計算されているんじゃないだろうかという提案があったわけです。そのことについてですね、2月の21日の検討委員会で、ここで報告を致しました。そして、とにかく、そのことについては、2月の14日の検討委員会で報告を致しました。その時に、この検討委員の中から、それは直ちに調べろということだったんですね、なぜ2月になってから急に分かってきたかっていうと、雪があったためにですね、現地を見ることができなかった、雪がある程度少なくなってきたので、現地に行ってみたらですね、どうも分水嶺を超えて集水面積が計算されているんじゃないかという特別委員からの申し出があったわけです。2月の13日の駒沢川部会で、これ第9回ですね、第9回部会でそういう問題が出てきました。2月の14日にこの検討委員会がありましたので、そういう問題がありますということを申し上げたら、検討委員の中から直ちに、できるだけ早くそれは調べるようにということになりました。それは検討委員会としてもですね、それはすぐ調べなさいということになりましたので、2月の25日に現地の確認を致しました。そのことについてはですね、もう3月の2日に行われた公聴会の時の資料

にも集水面積についてもきちんと調べ直しますというふうに書いてですね、そして集水面積の問題は、一応、その段階では保留になっているわけです。これは今後数年をかけてという中に、その集水面積のことはきちんと調査し直しますということになってるわけですね。ただ、これはこの場合に、場所については、松島（信）先生も私と一緒に現地見てですね、なかなかこのところを分水嶺と考えるかということについてね、非常に平らなんです。行ってみると上って下ってるのですが、その下ってる下まで、高橋川というのがあるのですが、高橋川のところまで集水域に入っちゃってるんだけど、そのところ分水嶺があったら、本来だったら、その水は高橋川に行くんで、駒沢川に來ないにもかかわらず、駒沢川に來るように計算されているということが、2月の13日に特別委員から出されたんですね。もう時間的にも無理、調べられないということで、無理なんで、この問題については保留ということで、問題提起された方も一応、ご了解くださったもんですから、そういうふうにして今回の報告の時には、その分をよく調査をしてくださいというふうにお願い申し上げました。

大熊委員

この問題、数年かける問題じゃなくて、今、すぐ結論出さなきゃならない問題だと思います。河川課の方はその結果を。

宮地委員長

ちょっと意見が、意見というか討論に入りかかっておりますので、これはやっぱり、私も伺っております、駒沢の場合に1番基本的なところをないままでいいかということがあると思います。ですから、これから委員会でこの問題議論する時にかなり大きな問題になるような気が私はしております。それから、もうひとつね。

藤原委員

この集水面積の確定というのはね、大熊先生おっしゃったようにすぐできることです。だからそれは数年かける必要はないと思っております。

宮地委員長

もうひとつ私伺いたいのは、高水というのは治水に主に関係してますね。利水の方ですが、財政の報告をさっき見ておりましたら財政の方では要するに、農業用水は確保できんと書いてある。その辺をどうお考えになったんでしょうか。

藤原委員

大変厳しい状況にはなっているということですが、現時点でもですね、何とか融通しながらやっているわけですよね。だから非常に厳しい状態であるけれども、農業用水に

ついて、ですけども、なんとかやりくりはしているわけですね。細洞ため池というのがありまして。

宮地委員長

でもあれじゃあ、足りないって言うんでしょう。

藤原委員

足りないんですけれども、現時点では何とかできるということなんですよ。それで、これを変えろという時に、5年から10年はダムはできないんですよ、ということを再三申し上げてるんですけども、それも踏まえての選択で、現状というふうに考えているようです。

宮地委員長

それはそうですよね。つまり、農業用水考えるんなら、いつまでたっても足りないわけですし、それは見直すっていうのは、農業用水はもっと必要量が減るかもしれないということが頭にあるんですか。

藤原委員

ひとつはこれから水がね、どういうふうに使われていくかということも考えてね、本当に今言っている量がどうなのかということについては、洗い直しはしてないわけです。前提として出されたものをああしてると、それから、その時に、細洞ため池の改修というようなことで、代替案としても出てるわけなんですよ。ですけども、それもやはり、了解してもらえなかったということなんです。ですから、現状でということ、ダム案を選ばれたということなんです。

宮地委員長

はい、では、またあとで私も伺いますが、他にご質問、今、当座ございますでしょうか。はい。

五十嵐委員

非常に小さな川で非常に小さなダムですよ。何で、本当にダム欲しいというのは、本当は利水なんですか、治水なんですか、両方というもの。本音はどちらと言えるんですか。確かにね、基本高水が下がっちゃえば、これほとんど何もいらんんですよ。財政ワーキングで検討しまして、ちょっと弄ればですね、改修すらいらんくらいなんですよ。あるいは、数字をちょっとそうすれば、全部、解消できると思うんですが、何が1番ダムを造るといふ原動力なんですか。

藤原委員

それがやはり、ダムを造って欲しいという今までの悲願というふうなものがあるんじゃないだろうかというふうに、私も五十嵐先生おっしゃったようにですね、なんで今まで見ててですね、なんであそこにダムを造るかという話が出たのかということがまず私個人的にはありますんで、それをきちんと基本高水を見直していくとですね、そこら辺のところの解決策が見えてくるんじゃないかというふうに思っています。特に、河口から760mまで上がったところですね、一応、河川改修は済んでます。災害復旧という形で済んでいますので、何とかそこら辺のところを治水の問題もですね、上手に考えていけるのじゃないかなという気はしています。

宮地委員長

またいろいろご議論あるかと思います。どうも駒沢川の場合には利水が問題じゃないかなという感じが私はするのですけどもね、はい、松岡さん、どうぞ。

松岡委員

部長でもないのにお答えするっていうのもちょっと問題かと思うのですが、そんなことは、治水か利水かなんてことはですね、数字を見ればもう結論は出ている、ということ言い過ぎですけど、そういうこともあるかもしれません。それから、公聴会のいろいろなご意見を見るとですね、やはり、具体的な細かい数字では出てきていないのですが、大変に水に苦労されていて、例えば、あるところで井戸を掘ったけど、じきに枯れちゃったことがあるとかないとか、あるいは、構造改善事業をしたら、意外なところから水が出てきて、それは従来流れていた川の水ではないので、とかいろいろ細かいことがいっぱいあるのですけど、それは部会の段階ではですね、そういうものがどれだけどういう設備があって、どういうふうに使回しをしていて、どうなっているというのが、だいたい、湧き出てくるような水でなくなっちゃったりも経験していますので、なかなか難しい部分があるというような感じました。それから先程、流域面積0.45ひっこくれば良いかというとですね、それも微妙な流域ですね、そのところのがのっばらとか山だと流域書いてずっと線を引いてですね、こっちに流れるだろうというふうになるでしょうけども、そこをある程度の面積で水田として使っていますと、用水網と申しますか、そういうものがございまして、それが昔は用水ですから、下流に行けば行くほど断面小さくなって、水がなくなるというニュアンスですけど、だんだんお金ができてきたり、土地利用形態が変わったり、道ができてたりして用水から排水路の役目も兼ねるようなことになってくると、また状況が違ってくると。それでその用水があく水払いもなしに全部高橋川へ流れ込んでいるのであれば、100%ひっこくってすむという話しになるわけですが、地形もちょっと松島(信)先生もいかれましてけれども、この辺で

こうなるのかなというような地形だったりとか、用水もじゃあ、末端まで行って全部行くのか、途中の1番さきっちょのちょっと手前のところでまたそれが分かれて%は分からないんですけども、駒沢の方へ入ったり、高橋の方に行ったりとか、そういうこともありますので、なかなか今見ただけです、スパッと行きにくいなというところがあったというニュアンスだというふうに理解しております。悪水払いなんかも、本当に全部私、見ておりませんので、きっちりできにくいと。抜く流域の駒沢川より大きいのが流れているんですが、そこへ集めて全部高橋に行けば、全部抜けばいい。そのまま、しかし、大きい洪水の時にどうなるかっていうのはちょっと分からない。それから、全部抜けるような感じでもなさそうだといいところもあるというところで、ちょっとその場ですね、スパッと判断、0か1かという判断はちょっと難しかったのかなという、そういう感覚ですけれども、松島（信）先生、どうですかね。

宮地委員長

どうでしょう。細かい話を今ね、それについてのことを今、今日でない方が良く私は思うんですが、実は今の話し伺ってまして、流域面積に対する県の方の見解は今度までにはっきりさせておいて頂きたい、考え方は、いい悪いということではなくて、どう考えるかということをはっきりご返事を頂いた方が、頂かないとこの話し進まないように思います。ですから、どうでしょう。松岡委員、今の話しね、現状がどうなってるかということもご説明よりも、それはこの次にして頂いた方がいいと思います。

松岡委員

一面的なところだけで0か1かだけで済むのというニュアンスだけではない部分があると思うんですが、あるいは、公聴会の意見を聞いて、感じたという、そういうところがございます。結構です。

大熊委員

次に見解出して頂くということでもいいんですけども、微妙なところがあるということは若干理解致しましたけれども、利水に関してはどうなのか、利水も雨降ってきて、それを溜め込んで利水計算で4.4km²を考えているのかどうかですね、普段の時はその水の流れは高橋川にいつてしまえば、利水計算の時のダム容量を決めてるところでの流域面積も別々に考えていかなきゃならないですよ。洪水の時だけ入るといふんなら、洪水時の基本高水で4.4km²というのは考えてもいいですけども、利水の場合と治水の場合分けて考えるべきだと思いますし、それから、もうひとつ、高橋川の方に流し込もうと思えば、水路が複雑であっても、ある程度人為的に洪水が入ってこないようにすることは可能なわけですよ。高橋川の水が仮に駒沢川に入ってくる、今の現状で入ってくるとしても、それは水路をちょっと堰なり何なりで変更することはできない

の、それは。

松岡委員

流域の水が高橋川に行くやつと駒沢に行くやつと8：2くらいなのか6：4くらいなのかというの、そこだけでは分からないかと、普通の人やってもと。そういうことなんで、高橋川の水が駒沢に入ってくるという話しではないんです。それはまたあとで別の機会ということであれば委員長のおっしゃられるように。

宮地委員長

いずれまた議論になると私も思っております。簡単にしましょう。どうぞ。藤原部長。

藤原委員

このところは治水よりも利水じゃないかなという感じはしております。というのは、治水部分についてはあんまり深刻な問題はなくて、むしろ利水なんです、部会の途中でですね、利水ダムかという話になった時に利水ダムだと地元の負担が大きすぎるからそういう話しはしないで欲しいというふうな意見も出てきたわけです。率直に申し上げまして。ですから、そういうことで本来はここは利水じゃないかなあということなんで、利水については相当の支援策というものも県で考えてくれたし、現実にはですね、利水部分のものを含めると地元の負担も少なくなるんで、当然、そういう意味では受け入れやすい代替案だったんじゃないかなというふうには思っています。しかし、にもかかわらず、3月8日の時に意見をお伺いしたら、こういうことになったということなので、それで報告書を作りました。

宮地委員長

部会報告は部会報告として承りましょう。大分、今後の問題はいろいろあると思いますが、少なくとも面積についての県の見解はひとつはっきりさせておいて頂きたいと思っております。他にございましょうか。それでは、大分時間も行きましたが、次の報告に移ります。まだ時間がありますから、今度、議事になります。すいません。議事に入りますが、各河川の流況と利水量、これは実は、各河川の流況と利水量について前回、五十嵐委員から資料の請求がございました。その回答を幹事会からお願いをしたいと思っております。大分時間取りますかね、お昼までに済みますか。それじゃあ、お願い致します。

幹事（河川課）

河川課でございます。時間もございまして、ちょっと簡単にお話しをさせて頂きた

いと思います。まず、河川の流況と利用量についてということで、資料5 - 1をご覧頂きたいと思います。ここに河川の流況と利水量グラフの前提ということで、まず前提と致しましては、この流況図につきましては、6河川の湧水基準年と直近の5年ということで平成9年から13年について作成を致しております、1日換算の水量で表示をしております。流況は利水基準点におけるものとしまして、各河川の水位観測地点の流量から利水基準点での流量を算出したものでございます。維持流量につきましては、動植物の保護、景観、流水の清潔の保持等という観点からそれぞれ算出を致しております。それから、農業用水必要量につきましては、灌漑面積、減水深等から、代かき期、灌漑期、非灌漑期の期別に算出をしております。水道必要量につきましては、部会で将来必要と見込みました需要量等に平成13年度実績の日変動量を考慮しまして、さらに既設水源水量を差し引いた水量としたものでございます。ちょっとここで豊水の話もちょっとさせて頂きますけれども、豊水水利権とは、ということでもう一度ご説明させて頂きますけれども、基準湧水量を超える部分の流水を豊水と呼びまして、グラフの方でもう1回ご説明しますが、この豊水の取水の対象とする水利権を豊水水利権ということでございます。現行ではこの豊水につきましては、水を消費しない発電用水ですとか消流雪用水しか許可はされない、こういうふうになっておりまして、一部、水道水につきましては、一定条件のもとと暫定として許可される場合がございますということで、これは暫定豊水ということで前にご説明してございます。それで次、その暫定豊水の場合の条件ということも、これも前にもお話ししてございますが、再度、おさらいということでちょっと簡単に説明させて頂きますけれども、将来の水源措置がまず確実になったこと。それから、水利使用に緊急性があること。それから、相当日数連続して取水できないような状況が発生しないこと。それから、取水不能となった場合の対応措置が具体的に決められていること、というものがございます。それでこの豊水の利用の関係でございませけれども、仮にもし豊水が水利権が認められたとした場合には、どんな条件がつくかということでもございますけれども、取水できない時の代替措置等が具体的に確実に定められているかどうかということが、まずひとつの条件等では考えられる。また既存施設等との相互利用計画が立てられているか。要は、その中でうまく相互にやっていって利用できるかどうかというようなことが考えられるということでございます。グラフの方の説明の方に入りますが、流況の状況ということで、グラフの方の後ろの方のところ例として黒沢川豊水がらみの関係で議論があります。26ページをご覧頂きたいと思います。黒沢川でちょっと例として説明させて頂きたいと思います。まず、グラフのもので、26ページのところの上で、日流量ということで紺色で示してございますが、その1年間の日々の流量をグラフで表したものでございます。で、赤の基準湧水量、これが、黒沢の場合は9年が基準湧水量となっておりますが、これが基準湧水量で赤で示してございます。そして、その上に水色と青のものが水道と致しまして、これが将来、先程、前提条件で言いましたような数量を見込んだ形で表してございます。それ

とあとそこに小さくてあれなんです、下から維持流と雑用水と農業用水必要量ということの正常流量分がございまして、更にその緑色の上につきましては、これが黒沢については、許可がされている農業用水がございましたので、参考としてその上に許可の量がこれだけだという形で表してございます。その次の26ページにつきましては、湯水部分のところの拡大版というふうになっております。ですから、この1年間の中で湯水部分のところが見にくいものですから少し大きめに拡大をして見やすくしたという状況になっております。それで、この状況でございまして、ここの例で見ますと今の27ページの拡大版で見て頂きますと、お分かりになると思いますが、下から正常流量分の維持、雑用水等というのがございまして、ここにはちょうど期別で農業用水がございませぬので、正常流量はその2つの分のところに水道として必要とする量を乗せていきますと、1月の中旬の後ろの方、それから、下旬、2月の中旬までの間とか、下旬、それから、3月のところどころという形で流量が足りなく、河川の流量が減少を致しまして豊水が存在しない日が発生しているというのが読み取れるということでございます。それから、同じく黒沢の平成10年の28ページを見て頂きますと、これが10年の1年のグラフでございまして、大きなところでは5月のところから10月にかけて、河川流量がやはり減少をしております、豊水がない日ですとか、それから、十分でない日というのが発生しているということが読み取れます。じゃあ、こんな年ばっかかといいますが、そうではなくて12年の例ということで32ページを見て頂きたいと思いますが、これが黒沢の平成12年の状況でございまして、ここで見ますとこの時につきましては、年間を通じまして、相対的に河川流量が多いということから豊水も豊富でありまして、一応、積み上げの中の正常流量、それから、水道の分につきましても河川の豊水の中には入っているというふうに読み取れるということでございます。一応、そんなような形でその他のグラフにつきましても同じように作成をしております。これにつきましては、パターンとしてこういう形で見て取れるという、傾向を見るためのグラフという形でございまして、それでこれにつきましても課題なんですけれども、まず豊水を認められるためには、何といたしても1番のものでございまして国土交通省がこの豊水水利権の規制緩和、それから、利用範囲の拡大とかというものを認めてもらう必要がまず前提としてございまして、それから、豊水の使用について、やはり既得水利権者等の同意等も必要になってくるというものが課題としてございまして、更に仮に豊水水利権が認められた場合におきましても、今の例で説明しましたように黒沢のように、必要とする水量が河川から十分に提供されない状態が発生することが考えられます。これでは不足する期間のものの代替案というものも検討しておく必要があるというふうを考えております。一応、流況図につきましては、各河川ごとにそこにつけてございまして、以上です。それであと、特区、豊水の関係で特区の提案を私どもの方でございまして、先生の方から特区の状況についてどうなっているのかというご質問でございまして、それについてお答えを申し上げます。資料の5の2ということで、A3版の大き

い資料をご覧頂きたいと思います。これには私どもの長野県からの提案から国土交通省の最終の解答等まで一覧にまとめてございます。左上の方から提案がございまして、矢印ですと経過がございまして、1番右下のところは最終版というふうになっております。この構造改革特区提案の理由等でございますけれども、通常、許可されない基準濁水流量を超えた豊水部分を利用することによりまして、既存の水道施設などとの併用を行い、管理経費等の軽減を図り、軽減された分を他に活用することによりまして、地域の活性化等に寄与できると、そういう公益と大きなメリットがあるということで提案をしたものでございます。国土交通省の方の回答と致しましては、最初の解答が1番の左下にございまして、現行の規定によって、対応可能ですよ、という形でまず回答がございまして、具体的には相談をされたいと、難しい問題が解決しなきゃならないから具体的な相談をされたいということのことでございました。更に、その回答に対しまして、中央の上段でございまして、ここに県の意見と致しまして、水道水についてのより具体的な豊水活用例を意見として提出して是非、認めて欲しいということを出してございます。それに対しまして、中央の下の方に国土交通省の解答としては、現行の規定により対応可能ですよ、ということ、意見がございました。その回答があったあとに今度は右の上になりますけれども、回答の変更がございまして、全国的に対応との回答に変更がされました。しかし、ここのところで許可手続きの円滑化に資するよう、申請者等の参考となるような事例を収集し、これを紹介していくこととすとなっております。制限の拡大ですとか、そういうものがちょっと明確に読み取れないということがございましたもので、再度、意見を県から提出を致しましたが、1番下にございます2月28日の回答としては19日の変更された回答と同じ状況のままということになっております。このために私どもの方としてもちょっと分かりませんので、現在、千曲川工事事務所を通じまして、豊水の利用が可能となるのかどうか、それから、この提案用紙の参考になる事例というものがあるんのであるならば、それをお示して欲しいなということで、国土交通省の見解を紹介中でございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。この資料を初めてご覧になるわけがございまして、見難い面もあるかと思いますが、ちょっと初めてで質問があるかどうか分からないんですが、いかがでしょうか、何か。ちょっと伺います。この5の1の第1ページのところ見ますと豊水のところでですね、現行法ではとにかく発電用と消流雪用水しか許可されない。そのあとに水道水については一定条件の下に暫定として許可される場合がある。農業用水はないんですか。どうぞ。

幹事（河川課）

農業用水については、豊水の部分については、現在、ございません。

宮地委員長
暫定でも駄目。

幹事（河川課）
暫定でもございません。

宮地委員長
ない。使っちゃいけないんですか。どうぞ。

高田委員
砥川部会の時に、あの西側の横河川の水の問題でおんなじようなこと聞いたことがあるんですが、あれは途中で、ほとんど伏流して0になる区間があるわけですね。うんと下の方に行って浸出してくる。上の岩盤のあるところでは、水はちゃんと出てるわけです。ですから、これはひとつの河川によって、場所によって全然違う判断ができるのですが、この河川の縦断方向の地点的な豊水の定義というのはどうなっているのでしょうか。

宮地委員長
どうぞ。

幹事（河川課）
取水の地点のところにおきまして、取水地点でそれぞれの流況とそういうものを考えていくようになっております。

高田委員
しかし、下流の方で流量0になったら維持用水という考え方なくなるわけですね。だから、そういう点でなんかよく分からないのですけど。

宮地委員長
要するに、下の方に行ったらなくなっちゃうかもしれないとおっしゃるのでしょう。

高田委員
長野県の場合、山裾から扇状地に入るところが多くて、そこで一時的に水がなくなりますね、浸透して伏流しますので、だからそういうところで維持水量というようなものを下手に定義すると上流ですらとれないということになってしまう。だからなんか定義があると思うんですけどね、どういう定義でしょう。

宮地委員長

はい、どうぞ。ある地点で測ってるんじゃないですか。測る地点決まってるんじゃないですか。

高橋委員

発電の関係で私はやった話しですとですね、減水区間の中の最大断面の中でその水深をクリアーしろという通産の確か指導があって、そういう経験があるんですけども、黒沢の場合、私、その辺を県の人たちにその定義を教えて欲しいと、こう言ったんですけども、例えば、ダムから放流する場合に流域面積の何%、0.2とか0.3とかいうような数字がございましてね、それをクリアーしてなおかつ最大面積でそこに生息する動植物の生存といいますかね、それがクリアーできるということがありまして、学者さんによっていろいろ違いましたけれども、概ね、30cmくらいの水深は必要だろうというような、昔のことで申し訳ございませんけれども、我々が仕事の中でやった時には指針といいますか、そういう指針に基づいてやっておりましたけれども、この辺はやっぱり、黒沢の問題もそうですけれども、ある程度のものを出して頂くと非常にありがたいな、そうしますと、自ら維持流量というものが決められていくんじゃないかと、こんなように私は思っておりますが、是非、その辺も国土交通省なり、県なりである程度の指針なりというものを定めて欲しいなと、こんなように思っています。

宮地委員長

高田委員のご質問、よろしいです。ご質問の意味はよく分からないのかな。つまり維持流量っていうのはどうやって決めているのか、何処で測っているかってことでしょうか。そうじゃないですか。全部の川で最低それだけ必要っていうんじゃない、どうも、ないらしいということだと思っております。どうぞ、お願いします。

幹事（河川課）

河川の維持流量というものは、その川にとって必要な流量ですから、ポイント、ポイントで決めるというよりも、ある程度の区間毎で考え、この区間ではどのくらい必要だ、ある区間はその河川の特徴からもぐってしまうのでしたら、それなりの設定をし、また、伏流から出てくるところから設定しなおすというように、ある程度の区間を区切って決めています。また、取水の問題はその区間でどれだけの取水が必要かということですので、取水についてはその取水ポイントで、今、言った流況を出して、必要量を計算しますので、そのポイントで豊水がどのくらいになるかという決め方をしていくということになります。

高田委員

だから取水がなくても0の区間がある河川というのは長野県にあるんですよね。横河川がそのひとつですけど、だからそういう場合は0も含むわけですね。ですから、そこでおっしゃっているような厳密な話ししたら、決まらない。便宜的に、その地域に適応した定義を出さないと一般論ではいけないでしょう。だから、高橋委員が言われたように、発電水力みたいな、かなり大きな水量を迂回させる場合は、本河に水がないといけない、そういうのは付記してるんですけど、ここでいう特に代かき期のような時に上である程度取ったら、下流まで届かないというケースは極普通にあると思うんですね。ですから、一般論ではちょっと言いにくいんじゃないでしょうか。

宮地委員長

他にどうでしょう。今、ちょっとご意見になりかかっているのですが、この問題あとでいずれ部会の話しにはかなり深刻になると思うんで、またもういっぺんいろいろご質問になると思うんですが、どうぞ。

五十嵐委員

特に代替案とダム一本案というのが出ておりまして、これは主として利水じゃないかと思ってるんです。その利水を考える場合にこの豊水を持ち出したら、仮にこの豊水を構造特区か新しくするか分かりませんが、利用できるとした場合にはそれぞれの特に問題になっている駒沢川と黒沢川じゃないかというふうに思いますが、これ、グラフ出てますので、いずれちゃんとですね、説明する機会をもって頂きたいんですよ。なにがそうすると利水論にプラスになって、何がまだ解決できないかと、もうちょっと豊水を使うとクリアーになるんじゃないかと。

宮地委員長

そうですね、それぞれの場所について具体的にこのグラフをもういっぺん見ながら、何が可能で何が可能でないか、そういう議論になるんじゃないかと私も思っておりますが、いかがでしょう。はい。

大熊委員

これ基準地点で流量測ってないですよ。全部、他の地点で測ったやつを流量面積比で求めてますよね。本当にその基準地点でこの流量が出てくるのかどうか、途中、伏流したりしないのかどうか、その辺の確認はされているかどうか、流量データが本来は基準地点で測定すべきですけども、もうないというんだからしょうがない、それは多めに認めます。それで測ってるところで、流域面積比で求めたということで、その流量が本当にその基準地点に出てくるのかどうか、途中で伏流したりしないのかどうか、その辺

の最低限度の確認はしといて欲しいと思うんですけどね。

宮地委員長

ひとつ、今のご意見伺っておいてください。よろしゅうございますでしょうか。ちょっと資料について、たったひとつですが、駒沢川の場合だけ基準渇水年というのが書いてないんですが、42ページの平成9年の基準渇水年と思ってよろしいですか。他の方は、みんな基準渇水年ということは書いてあるんですが、他には駒沢川の場合には何処にも出てこないもんだから。はい。

幹事（河川課）

駒沢川の基準渇水年は平成10年のところに、44ページを見て頂きますと、そこにカッコで。

宮地委員長

あとのほうになってるんですね。46年。

幹事（河川課）

44ページのところに入って。それから、先程、グラフ作った時に基準渇水年とそれから、近年の5年分ということでいいましたので、9から13の中にちょうど基準渇水年が入っておりますので、そちらの方に。

宮地委員長

ですから、それが基準渇水年が11年だって言うことですね。

幹事（河川課）

10年。

宮地委員長

10年、すいません、10年ですか。ここに入っている。すいません。私が見落とししました、申し訳ありません。どうぞ。高田委員。

高田委員

あんまり深く考える能力ないのですが、例えば、29ページのような図ですね、これなんか黒沢川だけ非常に極端な図が計測結果が出てるんですけど、これでいいんですか。29ページの。他の川に比べてなんかかなり一定値がずっと出てるんですけど、どんな測り方、信頼性というか、最低値を押さえるという意味ではこれであたってるんかも知れ

ませんけど。

宮地委員長

多分、その年年によってはうんと状況が変わる面があるように、私はこの図を見ていましたんですが。

高田委員

私が聞いているのは今1ヶ月ほどおんなじ水量を保ってるような、私ら技術屋の感覚としては計測結果としては不自然なカーブですので、こんなカーブにはならない。

宮地委員長

それでは、またいろいろご質問あるかとも思いますが、これはいずれそれぞれの部会のところでもかなり具体的に話しが出るんだろうと思います。今日はこのご説明はこれまでにしといてよろしゅうございますか。はい、それでは、そうさせていただきます。ちょうど、12時ちょっと過ぎましたが、これで昼食休憩に入ります。それで恐れ入りますが、昼食の時間にですね、委員の間でちょっと打ち合わせをしたいことがございますので、前もって申し上げたとおりですが、食事をなさる方もなさらない方も一緒に部屋で打ち合わせをして頂きたいと思います。理事者の控え室2階でございますが、あそこへお集まり頂きたいと思います。多分20分くらいで済むだろうと思っておりますけれども、午後、ご用の方もございますけども、是非、その打ち合わせだけ顔を出して頂きたい、こう思っております。それでは、よろしく願います。午後は1時から再開する予定であります。

田中治水・利水検討室長

それでは、委員さんお揃いでございますので、午後の部をお願い致します。

宮地委員長

はい、それでは、午後の議事に入ります。議事の2ですが、薄川の公聴会の報告をしたいと思います。前に申し上げましたように2月22日土曜日でございましたけれども、薄川流域の公聴会を松本市において行いました。14名の方からご意見を伺いました。事務局からこの公聴会についての報告をひとつお願いをしたいと思います。願います。

事務局

はい、では、事務局から薄川流域公聴会の報告をさせていただきます。資料6になります。2003年(平成15年)2月22日に公聴会を開催し、流域住民から検討委員会でま

とめた「薄川公聴会資料」に対する意見を求めた。15名の方から公述書の提出があり13名の方が公述を行った。また、公述終了後に出席者から発言を求めたところ、1名の方が意見の発表を行った。公聴会で発表された意見及び提出された意見書では、委員会が示した薄川の治水対策に対し反対の意見はなかった。主な意見は下記のとおりである。委員会の結論には異議がない。ただし、河川改修だけで松本市の治水ができるか心配。森林の保水力が飽和状態になった時に50mm/hの雨が降ると草や土砂を流して下流に被害を及ぼすので、その対策をお願いしたい。森林の公益的機能が增加しているが、間伐の遅れがある。針広混合林に誘導して欲しい。遊水地の候補地として金華橋付近に50haの農地、富士電機付近に20haの農地がある。洪水ハザードマップを作り、住宅の規制や移転補償、県が基金を作って水田の補償をして欲しい。金華橋から下流にバイパスを造って和泉川と合流させて頂、田川への流入量を分散させたい。河川改修には地下水の影響を考慮して欲しい。また、堤防道路の機能を損なわないようにして欲しい。国家の財政を考えてダム反対だった。委員会の案には賛成である。河川改修は三面張りをやめて自然再生して欲しい。委員会のかかった費用を公表して欲しい。80年確率以上の雨が降っているので、超過洪水の対策を考えて欲しい。遊水地やハザードマップの配布、雨がゆっくり流れ込むような体制や、三面張りの小河川の流速を落とすような改修を行って欲しい。ダム前提の都市計画を溢れることを前提とした都市計画に変えて土地利用を規制して欲しい。河川改修について、河川敷内に遊水地を設けて欲しい。複断面のゲートボール場は要らない。本来流量を確保する場所である。川底の砂利採取を浚渫もかねて条件を緩めたらどうか。田んぼ下の砂利を取るといっておかしなことが起こっている。流域協議会の中身について、エゴや利益誘導にならないように委員会が基本方針を出して質を高めなくてはいけない。基本方針として、総合治水の推進、基本高水に縛られないものをできるだけ取り上げる努力、川の持つ本来の働きを考慮、このことに共通認識をもってもらう。検討結果を速やかに着手して欲しい。下流部の改修を優先してほしいが、生活に影響が出ないようにして欲しい。ダム前提で上流の対策が取られていなかった。上流の対策を進めて欲しい。治水、治山は100年の大計である。知事が代わることで方針が180度、90度変わっては日の目を見ることができないので、考えて欲しい。ダムを支持してきたが、昨今の自然環境に配慮する流れの中で、河川改修に合意した。護岸拡幅は必要最小限にして欲しい。上流の土石流を防ぐため、舟付橋上流に堰堤を設置して欲しい。資料の共有化が不可欠である。次のページより公述申出書が添付してあります。整理番号15番の方までが事前に公述を申し出した方の公述申出書です。その次のA4横書きの矢口さんの資料は、矢口さん、公述申し出していたのですが、当日、出席できなかったため、再度、提出頂いたものです。1番最後に付いている整理番号のない公述申出書は当日追加で意見を発表された方が提出された意見書です。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。今、ちょっとお聞きのようにだいたい委員会が薄川の治水に対しての考え方を示したわけですが、それに対しては基本的な意味での反対は全然なかったといってもいいんじゃないかと私は思っております。具体的に実際にやるにはこういうことを考えてくれと、こういう話が多くございました。今の公聴会の意見を聞いていかがでございましょう。委員の皆様方、なおかつこういうところが足りないとかありましたら、お申し出を頂きたいんですが、特にご意見ございませんですか。もしなければ、委員会が公聴会で示した案を基本として、要するに、基本的に言うと、基本高水は見直したと、それを見たところを河川改修で対応できる、そういうことで治水を考えていきたい、但し、多分あそこは奈良井川水系全体として考えるから、いろいろこれから具体的にあるだろうけども、その中で河川改修で対応していけると、こういう趣旨の答申を書くことになると思いますが、その方向で考えてよろしゅうございませうでしょうか。よろしゅうございませうか。はい、それでは、答申の作業に入りたいと思います。それにつきましては、起草委員をお願いをしたいわけですが、前からの行き方によりますと、薄川の小グループの方に起草委員になって頂くのは妥当だろうと思うんですが、ちょっと名前を申しますと私も勿論、入りますが、薄川の小グループは、植木委員、これは森林の方です。それから、高田委員、これが高水の方です。松島（信）委員、これは地質の方でしょうか。それから、宮澤委員、これが財政から入ってると思います。そういうことでよろしゅうございませうかね。どなたか。多分、これからお忙しいと思うんですが、私も含めました5人で起草委員ということにして、原案を書いてみまして、皆様方のご意見を伺う。よろしゅうございませうでしょうか。それでは、そういうふうにやりますので、後程、起草委員の方には具体的にこんな段取りでということをご相談申し上げるつもりでありますけれども、よろしくご理解頂きたいと思っております。ありがとうございました。それでは、次の議事の3に入ります。議事は清川の答申案について。この清川の答申案につきましては、答申案を起草委員会でもとめました。この答申案を事務局で読み上げて頂いて、あとご意見を承りたいと思っております。お願い致します。

事務局

では、事務局から起草委員会でもとめた清川の答申案について読み上げます。資料の7番になります。清川における総合的な治水・利水対策について（答申）（案）。当委員会は、長野県知事から諮問を受けた清川の治水・利水対策について、平成13年6月25日より、審議を開始した。清川は他の河川と違い、実施計画調査の段階であったので、委員会としての考え方を取りまとめるに当たり、他の河川のような部会でなく小グループにより検討する方が妥当と判断し、清川小グループを設置した。清川小グループは平成14年8月19日から3回の審議を経て、清川の治水・利水に対する基本的な考え方を取りまとめ、その結果を平成14年11月5日に小グループ報告として委員会へ提出

した。委員会はこの報告に基づいて清川の治水・利水計画について検討を重ねるとともに、公聴会を開催して住民の意見を聴取した。以下のような審議の結果、委員会として次のとおり答申する。 清川の治水・利水対策に関する委員会の総合的判断。 1 治水対策については、ダムを建設することなく、経済性にも、環境的にも優れた河川改修によって、対応することが適当である。なお、河川改修計画の策定に当たっては、治水安全度を県内の他河川とのバランス、流域の社会、経済的重要性を考慮して決定するとともに、河川状況及び将来の土地利用にも配慮して計画を作成すべきである。また住民意見が反映されるような体制が作られることを要望する。 2 利水対策については、既存水の活用、反復利用等により清川からの取水量を少なくするという、飯山市が平成13年度見直した流雪溝整備計画を尊重する。なお、清川からの取水については水利権の取得が伴うため、水利権の許可について県の協力を要請する。 総合的判断に至った基本認識。 1 清川の治水計画について。現在の清川の治水計画は、降雨実績から100年に1回程度起こりうる規模の降雨を想定して計画されており、清川の基本高水流量を国道橋基準点において175m³/sとし、このうち110m³/sを上流の清川ダムで洪水調節を行い、これに基づいた河川の流下能力を河川改修によって確保しようとするものである。委員会での審議・検討においては、最新の地質調査、河道調査のデータに基づき、ダム計画とダムによらない代替案(引堤)について治水対策費用の比較を行った。これについての委員会意見は次のとおりである。 1)地質調査や河道調査の進展により、従来の治水安全度を考慮しても河川改修案がダム案よりも経済的に優れていることが判明した。また、河川改修案の方が環境に与える負荷が小さいことも明らかである。これらの点を考慮して、ダムによらない河川改修を清川治水の基本的考え方とする。 2)現在の計画で想定されている1/100確率の治水対策は、清川流域の社会・経済状況や県内他河川とのバランスを考えると過大であるとする意見が強かった。 3)清川の特長として春の融雪時は地すべりを誘発しやすく、出水も大きいことから、河川改修に当たってはこの点を考慮する必要がある。 4)想定以上の大規模な洪水にも安全に対応できる要するに、洪水情報の提供や避難体制の確立等、ソフト面の対応が必要である。 5)公聴会において、中上流域の森林整備、荒廃農地の活用等、流域対策に関わる要望が寄せられている。今後の治水計画策定に当たってはこの点についても留意すべきである。 2 清川の利水対策について。清川ダムを利用する利水対策では、平成元年に策定された飯山市の流雪溝整備計画により1系統当たり0.1m³/s~0.2m³/sの取水が計画されていた。委員会においては平成13年度に飯山市が見直した流雪溝整備計画に基づき清川の利水(流雪溝用水)について審議した。これらについての委員会の意見は次のとおりである。飯山市の流雪溝整備計画は平成元年の策定から10年以上経過しており、その間除雪体制が強化され、冬の住環境が大きく変化したことから、平成13年度に見直されたものである。既存水の活用、反復利用等を行うことにより、取水量を少なくするという飯山市提案の見直し案を尊重した流雪溝計画を清川の利水の基本的考

えとするのが妥当である。以下、別添 1 として清川小グループにおける検討内容、2 枚めくってもらいまして、別添 2 として清川流域公聴会の内容、その次に附属資料 1 として長野県治水・利水ダム等検討委員会審議状況、その 10 ページあとに附属資料 2 として、清川小グループ審議状況、その次に附属資料 3 として、長野県治水・利水ダム等検討委員会委員名簿を付けてあります。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今のような報告書の答申の案でございますが、いかがでしょうか。これを書いてみまして、清川の場合は小グループの意見もそれから、委員会の意見もかなり一本化されておりましたし、それから、公聴会でもほとんど反対がなかった、そういうことで結論を先に挙げて、それに対する理由を書くと、そういう書き方ですっきりと書けたと、書いたつもりでございますが、いかがでしょうか。どうぞ。

高田委員

2 ページの上から 4 行目ですが。

宮地委員長

何ページですか。

高田委員

2 ページ。ここは治水対策費用の比較、費用だけじゃないと思うんです。ですから、治水対策の比較とした方がいいと思います。費用だけでしょうか。

宮地委員長

確か小グループの時はね、費用比較をやって、それで経済的にも有利だと、それともうひとつダムの環境に対する負荷ということも合わせてという話だったというふうに思うんですが。

高田委員

そう書いて頂いたらいいんですけど、ここは治水対策費用の比較だけ、むしろ簡単に書かれている。

宮地委員長

費用は除いた方がいいということですか。

高田委員
そうです。

宮地委員長
治水対策、それでよろしゅうございますか。

高田委員
治水対策も取った方がいいかもしれませんね。今、おっしゃった他の環境に対する負荷とかそういう事柄は。

宮地委員長
ダム計画とダムによらない代替案について比較を行った。その方がいいですか。

高田委員
内容に踏み込んでないと思いますんで。

宮地委員長
これは起草、高田委員のご意見を伺っておりませんでした。

高田委員
それから、もうひとついいでしょうか。1番最後のページの検討委員会の名簿で浜委員の扱いはどうされます。

宮地委員長
これは実は今日初めて見たんですが、ちょっとそれについて私も申し上げようと思っております。ちょっとその前に本文のところだけ、これが1番ポイントですから、いかがでございましょう。今のお申し出、2ページの上から4行目、委員会での審議・検討においては最新の地質調査、河道調査のデータに基づきダム計画とダムによらない代替案、引堤について比較を行った、これでよろしゅうございますか。それじゃ、そういうふうに訂正を致します。そちらでお願いしますね。あとで直すように。その他ございませんか、本文の方では。ございませんでしたら、今の名簿のところへ参りたいと思いますが、実はこういう名簿、私、付けた方がいいと申し上げておったんですが、それで付けてくださいました。委員長、委員長代理はいいですが、私、今、高田委員から浜委員のことをおうせられましたけども、全部の人がずっとやってたら、ならいいんだけども、違う人入ってるのがございますね。これむしろ下に書くよりはむしろ例えば、風間委員のところ、例えば、平成14年5月14日以降とかね、浜委員は平成1

4年10月31日までとかいうふうに名前の横に書いといた方がいいと思うんですがね、はっきり。そうするといつまでやってくださった、いつからお入りになったか。私はこういう委員の名簿を例え、お辞めになった方があっても、それは、いつまではやっ
てくださったということはやっぱり、表したかったんです。いかがでしょう。だから米
印で書くよりは右側の現職のところの、名前の横、例えば、浜さんだったら長野県議会
議員と書いて(平成14年10月31日まで)とか、そういうふうに入れたらと、下に
書いてあるよりははっきりしてるだろうと思ったんです。風間委員のところは、長野県
議会議員小グループ委員、そこに平成14年5月14日以降とか、そう入れた方がいい
と思うんですが、大したことでございませぬけども、はっきりするだろうと思います。
よろしゅうございますか。それじゃあ、名簿のことも分かりますね。何処へ書いてもい
いけど、今の話しはですね、私、今ちょっとそう申しました。そう書くと県議員の任
期と混同されはしないかという人があるんですが、どうでしょう。こちらへ米印をつ
ける。そうですか。なるほど。そうですね。ここには注が付いてるということ、注1と
か 1とか 2とかいう形で付けてくれと、よろしいですね、それならはっきりします。
すいません。それじゃあ、そういう格好に訂正をさせていただきます。よろしいです
ね。はい、ありがとうございます。それでは、只今の修正点を訂正を致しましたものを
答申と致しまして、その他によく見るとどっかテニオ八が違って、直した方が良
いところできるかも分かりませんが、それはひとつ私にご一任頂きたいと思いま
す。それで答申の時期についてでございますが、今、ちょっと直したり致しますし、
知事もまだお出でになりませんので、日程を調整致しまして、できるだけ複数で
行った方がいいと思うんですが、あんまり遠くからきて頂くのも大変だし、これ
どうでしょう。起草委員でなくても、例えば、長野に近いところの人で打ち合
わせをして、ご一緒して頂ける方に、私からお願いするということでお任せを頂
けませんかでしょうか。よろしゅうございますか。そしたら声をもしかけますので、
できるだけ嫌がらずにちょっと付き合ってくださいと思っております。よろしくお
願い致します。県議員の方は多分お忙しいことになりましようし、それ以外のと
ころでもって可能性があります、よろしく、声をかけたらお願いを致したいと思
っております。それでは、清川の答申案は確定を致しました。それでは、もうひ
つここで申し上げておきますが、郷土沢川については、起草委員も決ま
っております。今、目下、答申案の作成中でございますが、実は本日委員会が
終わったあとで起草委員会でもういっぺん原案ができておりますが、それにつ
いてのご意見を承っておりますので、練り直しをしたいと思っております。恐れ
入りますが、郷土沢の起草委員の皆様方は委員会の終了後、ちょっとお残り
を頂きたい、そういうことでございます。念のために申し上げておきますと、私
と竹内委員、松岡委員、植木委員、松島(貞)委員、松島(信)委員、遠い方
がおられますので、帰りの時間は慎重に考慮して遅れないようにするつもり
でございますので、よろしくお願い致します。それでは、一応、答申関係は
終わりました。今、1時半でございますが、それでは、今日の主題として黒沢川

の審議に入って参りたいと思います。これが本日の1番最大の議論になると思いますが、もう既に黒沢川、委員会だけでも黒沢川は報告を受けましてから2回審議を行って、失礼、黒沢川、1回かな、1回でしょうか。部会報告を頂いてから審議しております。それでいろいろご意見出ておりますが、たまたまその間、ちょっと高橋部会長お留守でございましたんで、またいろいろなことがあると思いますが。

高橋委員
委員長。

宮地委員長
はい、どうぞ。

高橋委員
審議に入る前に非常に申し訳ないと思ってるんですが、23回にも少し出ておりますし、24回にご審議を頂いております、議事録を読ませて頂きました。欠席したために非常に貴重な時間を割いて頂いて申し訳ないと思うんですが、その中で何点か議事録を読ませて頂きました中で、突っ込んだ説明、私しておりませんので、簡単にご説明を申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

宮地委員長
お願い致します。そうして頂くのが実はこれからの議論がスムーズに行くと思っておりますので、是非、お願い致します。

高橋委員
12ページに課題として8点ございますけれども、これについて少し突っ込んでご説明申し上げたいと思いますけれども、まず調整池の用地の確保と容量の確保ということで可能でしょうかという懸念があるというように書いてございます。これについても十分とはいいませんけれども、一応、審議してございまして、ご存知のように、黒沢川の上流で適地というものはあまりございませんでしたけれども、たまたま計画ダム地点の下流に新しい堰堤ができておりますけれども、その左岸側にプラントの用地がございまして、たまたまそのプラントの用地が移転するというようなお話しもございましたし、また地元の村長であります丸山委員からも村有地もあるというようなことから確保は十分できるというようなお話しがありましたので、これについて豊科建設事務所さんをお願いしてどのくらい確保できるか、その調整池について検討して欲しいということで、本当の概算でございまして、やってみた結果、19万という数字が出ておりますので、やってみて頂いた結果、19万という数字

が出たと。あと10万についてはどうでしょうかという話しも出ました。委員の中からは減反が進んでる中でその辺の有効活用を十分検討しようということでしたので、事務局とも相談しながら下流についての図面上でございませけれども、一応、候補地を範囲を示してございます。ただ、確定致しますといろいろ問題があるだろうということで、範囲だけを示してございます。それで委員の中からは特に問題がないということで、ご了解を頂いております。それから、2番の問題でございませけれども、1番大きな問題をご存知のように、現在、ダム計画に基づいた黒沢川、万水川の河川改修工事が進んでるわけですが、今回の脱ダムによって、中断となっているということから、特に下流の堀金、豊科、穂高という町村はこの万水川の河川改修っていうのが非常に興味と申しますか、被害が出るということで非常にできるだけ早く改修して欲しいという要望がございませけれども、中断しているということで、大きな課題のひとつとなっております。そこで今回、ダムなし案になりますと河川整備計画が変更になるわけですが、これについて調整池を造ってダムに代わるものを造った場合、このまま整備計画が継続できるかということについても、幹事に正したわけですが、幹事の方としては、はっきりそういうものが計画されておれば、申請して調整、協議をしたいということでございまして、必ずできますよと、そのようになりますよというご返事は頂いておりません。従いまして、あとで申し上げたいと思っておりますが、担保する項目の中には是非、これを入れて頂きたいなと、こういうように思っております。それから、3番についてはそういうことで、下流の住民に、そういうことでダムを造らなくて調整池にしましたよということで理解が得られるでしょうかということの意見が出ておりましたが、安全であるということが分かれば、住民の理解が得られるんじゃないでしょうかというように思っております。それから、4番目ですが、実はダムなし案で調整池等を計画した場合に実は黒沢川の自然環境調査というのがですね、今、中途なんですよ、完成はしてないわけですよ、従いまして、ダムを止めたとしても、その調査は是非、継続するべきだと、これは地質も含めてでございませけれども、ご存知かと思いますが、黒沢川は非常に貴重種がいるということで、県でも貴重種を指定しているという土地柄ですね、これは是非、調査については継続して欲しいというご意見でございませるので、これも担保して欲しいと思っております。それから、5番の上水道を地下水に求めるということでございませけれども、これについては、ご存知のように安曇野というのは非常に地下水が豊富なところでございませけれども、全域にわたっての地下水の保全協定とかそういうものは実はないわけですが、私どもは町村合併も視野に入れた中で安曇野全体で地下水の調査、保全、涵養というものは条例って言いますか、そういうものについては是非、これは県というよりむしろ委員会としての提言として是非、取り上げて欲しいなと。最近、新聞を見ますと町村会長であります堀金村の村長が先般必要性について言っておりましたので、これは是非、提言として委員会としてあげて欲しい、非常にこれには賛否両論がありまして、皆さんもご存知

かと思いますが、利害関係も含みますので、立ち入って、報告といいますか、討議ができませんけれども、例の堀金村の問題が、水を売っているという問題がございます。これについてもどういう許可を頂いているのか、何処でその許可を与えているのかよく分かりませんが、ちょっと聞くところによりますと、その土地はもともとは地下水を汲み上げて農業をやっていた方のごさいます。時代の流れによって土地付でその業者に売ったというお話しでございます。その時の条件がどうなのかということ私は知りませんが、家屋といいますか、屋内でポンプアップしてるためにそういう設備がどうなってるのかというのはちょっと把握できないようでございますけれども、公聴会の中では6,000m³くみ上げていると、それは今朝電話して確認したと、6,000m³上げているというようなお話しも聞きました。そういうようなこともありまして、片や水がないのに、片や水売っているというような住民感情もあたりしておりますので、この辺については是非、全体の問題として提言して頂きたいなと思います。それから、6番の問題でございますが、これが非常に問題でございますが、分配案で行きますと、農業用水として既得の水利権というものがあるわけですが、これはちょっと後程検討して頂ければと思いますけれども、すべて放棄ということではなんでしょうけれども、一部、放棄という形、数字的にそうなるのかな、こんなように思いますので、この辺は少し具体的に詰めて頂いて、その県の、当然、関係者の理解は不可欠ですが、やはり、これは、県が水利権の問題ですので、指導、助言というのが絶対かと思っておりますので、お願いをしたいと思っております。それから、この中信平農業用水から補給するというところでございますが、これもいろいろ問題ございまして、大きな組織といいますか、連合というのが中信平土地改良区連合というのがありまして、梓川頭首工というのが梓川にございますけれども、これは農林省のダムでございますけれども、そこから左岸と右岸に分水をしておりまして、それらを使って農業用水として補給してるわけですが、三郷村の場合は一部使いまして、それをポンプアップして使っておるわけですが、ダムがなくなりますと当然、農業用水が足りないということで、その量を増やさなくてはならないという問題がございます。従いまして、関係者に来て頂いているいろいろお話を聞いたわけでありまして、これも組合員といいますか、下部組織までいきますと万という組合員の数字になる関係上、組合員すべての了解を得てということになりますと、これは大きなこと、大きいといいますか、時間がかかる問題でしょうけれども、基本的にはですね、正規なルールで申請すれば、不可能ではないですよというような答弁を頂いております。それともうひとつ今回、梓川頭首工の改造工事というのが計画されておまして、その時点で現状に合わせた水利権の更改があるんです。従いまして、チャンスとすれば、この更改時に合わせてそれをやるべきだろうというのが私も言ってきたんですけども、そういう時期でもあるということで、是非、それは関係者で十分調整をして頂きたいということをお願いしておりますけれども、ただ、そうなりますと、設備費とか維持管理費とかいう問題は実は出てくるわけでありまして、そ

ういうことでこれらについては、そうなった場合、県の当分の援助を是非、お願いして欲しいということでございます。これは私の方でも少し報告の案にも書いてございますけれども、耕作面積というのが実はどこもそうでしょうけれども、はっきりしないというの、それから、将来の見通しといたしますか、関係というものがあ程度青写真が出来ておりますと、量も分かるんですけども、現在のカウントの仕方は減反がなくなってすべて100%工作するという面積を持って計算しているようでございますけれども、その辺の青写真をできるだけ、これは村のことでしょうけれども、そういうものに合わせながら、この水収支といたしますか、そういうものを検討する必要があるなど、こういうふうに思っています。いずれにしましても、これは簡単にいく問題でないことだけは、思っております。それから、8番の現行の制度の下では利水者負担が大きいということですが、これは是非、現行制度ではどこの部会もそうでしょうけれども、水利権の問題は部会での審議というのは限界があるというのは分かって頂けると思いますが、私どもは是非、この機会に制度の見直しを強く提言して欲しい、こういうふうに思います。ここには課題として載っておりませんが、たまたま、わさび田の組合さんから私宛に要請書が着きまして先般委員の方々にお配りしてやって頂いたようでございますが、私もその取り扱いについては、いかがなものかということで事務局のご相談申し上げて、是非、委員長と相談して欲しいということでございますが、わさび田の問題についても全然審議しなかったわけではございません。これは報告書にもあると思いますが、専門屋さんを呼んで、一応の見解は聞いております。私はむしろわさび田の地下水の問題については、いろいろ人の意見を聞く中で三郷の水源地とそれから、堀金村以下下流の水源地地下水というのは、違うんじゃないかと、水脈が違うんじゃないかという大方のご意見もありました。しかし、いずれにしましても、この辺の調査についてはですね、是非、これは県も中に入って頂いて調査を実施して頂きたいと。わさび田はこの他にですね、万水川の三川合流の改修が進んでないんですよ、1番最後のところがご存知かと思いますが、進んでおりません。全然手がついてないという状況でございますが、豊科建設事務所さんが地元で委員会を作って、どういう形にしようかということで、今、審議を進めているようでございますけれども、逆に梓川の河川上昇とか、そういうような問題もあるだろうし、一概にわさび田への影響というのは地下水だけかなあ、これ私は主観でございますが申し訳ないんですが、いろいろな要素が入っているんじゃないかというふうにも判断されるわけですけども、そんなことがあります。そんなことで私は是非、報告書の中で担保して頂きたいというのが1番大きなのがやはり暫定豊水権の三郷村への上水道としての確保してやって欲しい。これがまず第1点と、それから、今の地下水の問題でございますけれども、これは提言をして県も指導しながら、私はよく分かりませんが、少くのお金でそのメカニズムが分かるとは思いませんけれども、ひとつの指針というものは出すべきだろうと思います。それから、いずれにしましても黒沢川だけでは完全に利水の方は間に合いませんので、物理的に。三郷村で水源確保する

ということになりますと、下流からポンプアップというのはとても費用上できないということもありまして、是非、自然流下でできるような位置に、県として地質調査を、試掘を是非、お願いしたいということでございますので、これも是非、要望事項として入れて頂きたいと思います。ちょっと取り留めもない、また審議の中でお願いできるかと思いますが、欠席した中で報告できなかったことについてのみ報告させて頂きました。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょう。今、改めて、その高橋部会長から黒沢川のいろんなことについてお話しがあったわけですが、前回、前々回、いろいろご意見が活発に出たわけですが、その辺とあわせてどんなものでございましょうか。どうぞ。

五十嵐委員

ひとつ幹事会の方にです。豊水水利権について強く黒沢川部会で要望してるんですが、この担保といいますか、このリアリティーですね、どのようにいつごろと考えてるんでしょうか、皆さんに、私自身は聞いておりますけれども、ちょっと紹介してください。それから、高橋さんの方に聞きたいんですけど、地下水の保全に関する条例ですね、これをこの委員会で答申すると、具体的にどんなイメージでしょうか。というのは、市町村長で作るということなんですか。それともここで県条例として作れというようなことを強く要望しろというようなことなんですか。それから、その中身について、みだりに使用しちゃいけないということなんだろうと思うけど、許可がいいとか、具体的なイメージまで踏み込んで書けというんですかね。

高橋委員

委員会の中ではですね、安曇野は共有の財産という理念の中で、1町村ごとにはあるかもしれませんが、ちょっと調べてみますと、ほとんど安曇野の中にそういう条例はないようです、地下水の保全ということですから、当然、ポンプアップする許可とかね、そういうのが必要でしょうけど、これはやはり、5町村が一体のものの条例を制定するべきだろうという意見が非常に多かったわけ。これは組長さんが5町村来ていましたけど、それに異論はございませんでした。たまたま豊科町では調査は、目的が違いますけれども、調査はやっているということでございましたし、5町村、調査も含めた条例化してやったらどうかということでございますので、県がどうかということではないですけれども、そういう指導を。5町村で合併もございますのでね、これも含めた中で県としてはそういった指導を、作るべきだという、どういうふうにいえばいいんでしょうかね。

五十嵐委員

要するに、地方分権が進んでいますから、あんまりね県の方が上から指導も何も今あんまりやるなっていう方向だし、合併をした時に、するのকাশないのか分かりません。仮にしたとすれば、そこで決めることじゃないかと思って、この検討委員会で何か言うというのは、何処に何を向けて言ったらいいか、ちょっとイメージがよく分からないということなんです。

高橋委員

この経過も最初の頃はですね、町村合併と、そのね、切り離せと、ということは不透明だったんですよ、町村合併というのが。安曇野市構想というの、だんだん崩れてきてね、そういう時期にはそれはちょっと町村合併も視野に入れた上水道の問題もですね、条例の問題も、しかし、だんだんやってきていますとね、町村合併の方もまあまあだいたい大枠としてはだんだん進んできましたもんですから、これは当然、町村合併も視野に入れた条例制定っていうのは必要だろうと。これは一意見でございますが、私も是非、これは必要だろうと個人的にも実は思っているわけで、ただこれは県か地元かっていうのは、ちょっと私もよく分かりません。何か県の方で何かアドバイスっていいですかね。

五十嵐委員

長野県全県下にわたる地下水のコントロール、というような条例を考えるとというようなアイデアというのはあるんでしょうか。

宮地委員長

県全体としての話し。

五十嵐委員

例えばね、何m²以上の開発については、県の方で許可権を持つと、開発に当たっては地下水の保全についてはこうこうこういう条件を付けると、そういうことを考えてると、言うのであれば、今の話しと少し引っ掛けてね、こちらの委員会でできるでしょうけど、まったく考えてないというと、ちょっと県に言うっていうのもちょっと筋道違うなっていう感じも。

宮地委員長

はい、どうぞ、お願いします。

幹事長（政策秘書室長）

政策秘書室長高橋でございます。今のところですね、県全体でどうこうするという構想は持っておりません。

宮地委員長

これは高橋部会長、例の堀金の話があったから、そういう企業の話、とにかく周辺ではみんなで真剣に考えなきゃいかんと、こういう趣旨なんでございますか。

高橋委員

わさび田の問題でしょうね。

宮地委員長

それは、例えば、市町村でできることなんですか。私、よく分からない。

五十嵐委員

例えばですね、神奈川県真鶴町では真鶴町が地下水の規制条例というのを設定致しました。他にもいくつか自治体の条件によって市町村でやってるところあると思いますが、県という単位で全部やっているところは、私ちょっと今のところまだ分かりませんが、ただ、その地下水規制条例はあることはあるんですよ。ただ、どこで、この委員会がね、勿論、総合的な治水・利水だから、論理的には守備範囲に入らと思うんですけど、誰に、これは知事から諮問を受けて、知事に答申するんですけども、県で作れというのなら話しは分かるんですが、そういうのどうかなんですね。

高橋委員

県とすれば指導くらいでしょうね。それはそういうと思うんですけどね。

宮地委員長

そうすると今の場合、県に必ずしも言うってことでなくても、とにかくどっかで作る必要があるとか。

高橋委員

私は総合治水・利水の中の委員会としての提言としてでも、取り扱って頂ければなと思っています。それに対して県も指導しろと。

宮地委員長

分かりました。

五十嵐委員

安曇野全域でやるとこの黒沢川部会の答申というか、その中に今のことを入れると安曇野全体の治水・利水が見えてくるんですか。そうはならない。将来、安曇野全体でいくつか三郷村とかみんな合併してひとつの単位になって、そこだけやれば、一応、全部押さえられる、その地域の。そうなんですか。この答申の中に入れても、それは書きようあると思いますけどね。分かりました。

宮地委員長

もうひとつ今、五十嵐委員のご質問、豊水水利権のリアリティーという話しがございましたね。これはどうでしょうか。どうぞ、お願いします。

幹事（河川課）

河川課でございます。豊水の方は先程も午前中、説明しましたように、普通の豊水と暫定の豊水という形で2つあると思いますけど、豊水の方につきましては、午前中、ご説明しましたように、今、具体的にどういうふうになるのかということ国土交通省の方に問い合わせをしております、今、ここでどうという形がちょっとお答えできないという状況でございます。それと暫定という、高橋委員さんのお話しでございますけれども、これにつきましては、この黒沢の暫定豊水として代替案ですよ、今の現行でいきますと、代替案とかそういうものが具体的に答申なり何なりで決まってきた、具体的に決まってきた時には、当然、それに基づきまして、地元の調整、どこでどういうふうに具体的にやはり詰めていく段階になると思います。それでその時にどのくらいのものをどこにどうやってというのが決まってきた時にやはり調整をしながら、初めて具体的なものが期間とかそういうものも決まってくるということだと思いますので、現時点でちょっと今すぐには、いつ、ということにはお答えはちょっとできないかもしれません。

五十嵐委員

委員会の任期は6月までで、その前に答申終わらないといけないですよ、話しの順序を聞きたいんですけどね、ここで豊水水利権について、長野県が努力してちゃんと三郷村にあげられるように、ちゃんと努力しようというふうに仮に書いたとすると、具体的にどういう形になるんでしょうか。与えるか、与えないか最終的に国土交通省ですよ、この場合は。そうすると具体的にはそれをもって国土交通大臣のところに県知事の名前で会いにいったら、認めると直談判するということなんです。これを見るとね、1番最後の先程の資料5の2を見ると、D1に格上げというんでしょうか、リアリティーが出てきていまして、全国的対応になっています。平成15年度中に実施するというふうになっているので、割とそんな長い時期じゃなくて、少なくとも、これをそのまま読

めば15年度中にめどが見えるから、そういう答申を出して、長野県あくせく働きかけると具体化する可能性もあるというように読んでいいんでしょうか。これ、あなたに聞いてもちょっとしょうがない、書いた人に聞かなきゃいけないわけですけど。どういうふうに理解すればいいんですか。

宮地委員長

はい、お願いします。

幹事（河川課）

特区のその関係につきましては、長野県としてこういう構想が、やって、結局、そこに書いてもごさいますけれども、経費の軽減ですとか、そういうものを図ることによって、地域の活性化に図っていければいいなということで、提案としてあげさせて頂きました。それで実質的にこの特区につきましても、具体的な場所、またそれから、どういうふうにやっていくかということも決めていかないと国の方と話しにならない。それと今、先生が言いますように、黒沢というお話してごさいますけれども、ですから、これがまだ認められるか、認められないかということは先程から申し上げてるとおりでございますけれども、もし認められたとした時に、その黒沢の部分が特区として該当するという、ただ、いろんな、皆さんとの調整という大きな前提というのがあるわけですね。豊水を利用するということの、まず地域の調整関係とか、そういうものが、すべてあるわけですが、そういうものがみんな調整がついていけそうだとすることであれば、提案することは可能であると思えますけど。

五十嵐委員

それが最大限でしょう。いかがですか。ここでね、豊水水利権について権利を獲得するように努力せよと、答申をして、具体的に行政がいろいろ調整をして、それで国土交通大臣に駆け込むと、そういうようなストーリーでよろしいでしょうか。

高橋委員

委員長、いいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

それは分かりました。次にその万水川のですね、河川改修でございますけれども、ダム計画に基づいた改修をやっておるわけですが、ダムなし案ということになりま

すと、計画変更ということでございますけれども、これについてですね、河川整備計画の変更ということなんですが、今、我々がこういう提案をした案でですね、整備計画が通ってですね、今の計画とおり河川改修が進められるものなのかどうか、見通し。これが1番私は心配をしているわけですが、このへんについては是非、お願いをしたい。

五十嵐委員

財政負担もどうなるかということです。どうなんですかね。

宮地委員長

それは今部会長おっしゃったのは、先程のお話し聞いていますと遊水池の取得とか、それがひとつ担保になるわけですね。それをやれば下の方の計画が、今のダム計画でいくわけですね。だから、その辺に対する見通しというんでしょうかね。それはどうでしょう。もし遊水地の担保ができれば、今のように、今までの万水川の改修計画が、申請して計画変更が認められるだろうかと、その辺の見通しはどうかとおっしゃっておるわけですが、どうでしょう。もしそれが駄目だとするなら。どうぞ。

幹事長（政策秘書室長）

政策秘書室長高橋でございますけども、この委員会にですね、県は答申をお願いするという立場で、委員会は答申をして頂くということでございますんで、その答申がですね、100%、水利権の問題、例えば、民地を買うとかですね、それから、予算上の制約では、あまり過大なものがですね、予想されるというようなものをですね、今すぐ全部この時点で県としてできますとか、あるいは、できません、というのはお答えするのは現状では無理でございます。あくまでも県としては答申を尊重してですね、できる限り、その方向で実施していくということでございます。いずれにしましても、まったくありえないというようなものにつきましてはですね、幹事の方からですね、説明は既に他の点でもしておるところでございますんで、今、委員会の中でですね、話されたものであるならば、まったくできないというものは、感覚としてはなかるうと思えます。いずれにしても県としては最大限努力するというところでございます。

高橋委員

もうひとついいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

地元と致しましてはですね、今のそのダム計画のために中止になっているという関係で未改修のところですね、たまたま中断の中で洪水が出て被害が出たということになった場合ですね、災害復旧工事が該当にならないよというような問題があるよという指摘も実はあるわけです。従いまして、計画を中止している途中に、災害が出たという場合にどこでどういう責任をとって頂けるかなという、こういう大きな問題が何箇所か実は危険な箇所があるわけで、そういうものの手当てをどうして頂けるかということ、これ、やはりはつきりして頂かないと困ってしまう。私は思っているわけです。現地を見て頂いた委員の方もあろうかと思いますが、非常に昔のままの断面のところがたくさんあるわけです。その辺どういうものでしょうか。

宮地委員長
難しいな。

高橋委員
計画があるために災害復旧の対象にならないということが出てくるわけです。

宮地委員長
なるほど、ならないですかね。

高橋委員
委員長、いいですか。ちょっと、審議している。

宮地委員長
ご返事があるようです。

幹事（河川課）
災害防止ということで、緊急を要するそういう場所があるとすれば、最小限というか、県単等に対応というか、住民のための不安を除くこともひとつの方法かと思えますけど。大きい全体の計画では、やはり国の補助ということで、それは難しいというか、整備計画を取るまではあれですけども、それにいくまでのその部分的な、土砂を取ったり、わずかの、局部的というか、そういうことは県単等で緊急度からして対応ということも可能かと思えます。

高橋委員
そういう対応をして頂けるということであればいいんですが、二重投資っていいですかね、非常に効率の悪いことになろうかと思えますけど、できるだけ早くそうならない

ように、河川整備計画を見直して頂いて、許可を取って頂いて、ほんちゃんのものでスタートして頂ければと、私は思うわけです。

宮地委員長

今のお話を伺っていますと、万水川の河川改修というのはかなり緊急を要するような感じで、それで財政面からいうと、前、いろいろ出して頂いたのでは遊水地に26億くらい、32億かかる、それで万水川の河川改修の方が県が出すとして9億くらいだと、そんな話してございましたね。だから、やっぱり、感じとしては、26億とか32億っていうとかなりの金額であるのですけれども、そういう治水に関しては、やっぱり、調整池を確保するという担保に生まらって、それを含めて万水川の改修も今までどおりの計画を是非、進めて欲しいと、そういう方向が部会のご希望であるようには、感じがしたんですが、そんなふうに理解してよろしゅうございますか。もし、そうであるならば、今の答申が金の面も、そのくらいのことが目安になるということをお県もご承知でしょうから、それで実際にどれだけ遊水池を造ったらいいかっていうのは、またあとの問題としても、それを強くお願いします。そういう方向はどうかと思うのですが、どんなでしょう。県の方では答申を出してくれば、そこでがんばると言っていますし、いざとなったら県単でもとおっしゃるけど、県単でどのくらい金かかるんだろな、これ。

高橋委員

それですね、条件と致しましてね、今の数字でやっておりますけれども、私、前々からお願いしていることはですね、まず、その前に万水川ですね、流下能力の再検証、これを是非、それから、黒沢も含めてですね、これをまず検証して、これは大したお金もかかることではないわけですから、洪水が出た時に検証して頂ければいいわけですから、それをまず検証して頂ければ、本当にどのくらいなポケットが必要かと、いわゆる調整池のポケットの容量が出るわけですから、これを是非、やって頂いてですね、今の数字でものを言っていきますと大きな値になってしまうものですから、お金的にも、やはり、その辺は住民の人たちにも、安全、安心は、分かるように、再検証をして頂きたいと。大熊先生、どうですか、その辺。

大熊委員

それは是非、やって頂きたいというふうに思います。ここのところはもともと氾濫していたわけですね。そのもともと氾濫していた面積というのは、どのくらいですか。前にデータあったのかもしれないのですが、とても今覚えてないのですが、今まで尻なし川の状態で溢れていて、災害にあっていた面積というのがどれくらいなのか。先程から出ている調整池として19万m³確保しようということですが、その面

積よりも広いのか、狭いのか今ちょっとデータが手元に無いのであれですけども、そういう従来氾濫していた面積よりも大きく確保すべきなのか、それよりも小さくていいのかとかいろいろあると思うのですけれど。それから、先程からの万水川に接続することによって、下流の負担増が出てくるといったような問題に対して、今までは、無い場合はあふれていたわけですから、工事が止まってしまったというのはいろんな事情であるわけで、今回の場合もこういう形で止まっているのかもしれないけども、必ずしも絶対補償しなければならないものではないと思うのですよね。今までは溢れていたわけですから。それでそれを解消しようとして工事しているわけで、工事がいろんな理由で今回のような場合でない時だって、お金が無いで進まないとか、いろんなこといくらでもあるわけですよね。その間に被害が発生した場合に、必ずそれを補償しなきゃならないという、そういったことはないわけで、早急に少なくとも接続して、従来200m³流すということでやってきているそのことは早急に確保すべきだと思いますよね。200m³を超える分について、それをどういうふうに考えていくのか、もともと溢れていたところはある意味ではそれを越える分が溢れたってしょうがないということだって、十分にありうるわけなのですよ。だから絶対に調整池を確保しなきゃいけないかっていうとそうでもないわけです。現実問題、新潟でもですね、河川改修やって下流が反対したためにある段階から、上で勝手に溢れるような構造の川はございます。安曇野川っていう川で、阿賀野川に注ぐ河川ですけども、付け替えによって下流がやはり負担増になるっていうので、ある程度以上の流量は上流で溢れさせてくれることで、しょうがない、溢れるようになっています。そういう川、これは福岡県にもありますし、絶対無いわけではないですよ。だから、必ずしも絶対条件として遊水池を確保しなきゃならない。かといえ、従来、氾濫していたところを可能な限り改善して、その結果としてその地域が溢れるのはしょうがないって言うそういう考え方もありうるんですよ。だから、お金がない場合にはそういう手も。

高橋委員

その話しになりますとね、もとへ戻りますから、その話しはないことにして頂いて、ともかくダムを造るということで、改修が進んでいるもんですから、つじつまが合わなくなるんですよ。ですから、少し時期は遅れてもいいから調整池を造って頂いて、そして、河川改修はして頂きたいというのが、お願いなわけですから。その辺で、大熊先生、お願いしますよ。

宮地委員長

確かに万水の改修は70%くらい進んでいるのでしたね。あと30%なのですが。あれはもっと下の方ですか、やってないのは、出口の方ですか。はい、お願いします。

幹事（豊科建設事務所）

豊科建設事務所でございます。只今の改修の進んでないところはですね、先に答えさせていただきますと、1番最下流部の合流地点、あと、1番上流の拾ヶ堰というところを含む上流工区、そして中流工区と点々と3箇所ほどございます。

宮地委員長

点々とあるのですね。

幹事（豊科建設事務所）

それとすいません、先程の大熊先生のご質問で今まで氾濫していた面積はどのくらいだというお話しですが、現在、ご存知のように尻なし川の状態、昭和58年の時にその尻なしの部分から約120haほど浸水している状況というのが結果として出ております。昭和58年でございます。それと調整池の大まかな面積、これ図上なのですけども、29万m³のうちの19万m³を確保するというのは、先程、部会長さんおっしゃっておられました赤沢砂防堰堤の下のあたりなのですが、その面積はですね、約6.7haになっております。

大熊委員

よく分かりました。ありがとうございます。

宮地委員長

全体で、確か10haくらい、29万m³でね。そんなこと言っておられたように思いますが。

幹事（豊科建設事務所）

あとですね、19万m³の外に10万m³というのがあるのですが、今の19万m³の赤沢砂防堰堤の下流のところは、川の中に造れそうなので、川の中というのは、川のすぐ近くに造れそうなので、面積が以外と小さいのですが、もうひとつ10万m³の方はですね、10haくらい必要になってしまう。

宮地委員長

10万m³で10haですか。

幹事（豊科建設事務所）

従いまして、16.7です。そのくらいになってしまいます。ただこれはあくまでも図上ですので、大まかな面積というふうにご理解願いたいと思います。

五十嵐委員

財政ワーキンググループの時に遊水池、どのくらい金かかるかということ、ずっと議論したことありまして、本当に10haの遊水池、コンクリートでこれ造るのですかね。

高橋委員

ですから、深くないわけですよ。1mくらいのもんですからね、平らですから。面積的には大きくなるので、水深はないけども。

五十嵐委員

面積確保しないで、もし買収しないで。

高橋委員

意見の中はですね、借地したらどうかとか、そして、もし米を作っているけども被害が出たら補償すればいいじゃないかとか、いろいろご意見を頂きました。しかし、幹事の方ですね、いつそういう状態になるか分からないのに、決めることは難しいというようなこと、やはりなにか物を作っているのに、人の土地で作るというのも大変、やはり買収だろうっていう意見が分かれてはいましたけれどね、はっきりいってですね、果たしてそこまでいなくていけるんじゃないかっていう、何かあった時には補償すればいいだろうと。

五十嵐委員

これ少し思想性を出さなきゃいけないと思うのです。ちょっとね、とにかく、10haの遊水池を本当にコンクリートで固めて造るなんていうことやっていると、なんか気がおかしくなるのです。それで。

幹事（豊科建設事務所）

訂正をお願いします。申し訳ありません。今ちょっと合計の数字を言ってしましまして、29万で10haです。

宮地委員長

そうですね。

幹事（豊科建設事務所）

申し訳ありません。訂正をお願いします。

五十嵐委員

基本的にね、減反期を利用したり、あるいは、水田について補償を、あらかじめギャランティーを置いて、それを遊水地にカウントできるというようなことだってありうるし、だって、これ何年に一遍のことを、30年に1度とか50年に1っぺんのことを想定して考えてるわけですから。

高橋委員

ですから、私はね、それを委員会で、そういう答申していいんじゃないですか。今の29万は別として、あとの10万についてはですね、そういう補償すればいいんじゃないですか。

五十嵐委員

少し踏み込んで整理しちゃった方が良くないでしょうか。

高橋委員

よそにもそういうところないんですかね、よそのダムで。

五十嵐委員

上川にもありましたし、遊水池は必ず出てきているんですけど、それについては委員会であまり突っ込まないで遊水池は必要であると書くということなんですけど、財政に行きますとね、一応、コンクリートで、池みたいなのをイメージするもんだから、金がかかるようになるんですよ。

高橋委員

そういう時には補償するという。工作物は作るべきじゃないですよ。

宮地委員長

遊水地の形についてはそれほどはっきりした考え方があるようじゃないですね、今までもね、おっしゃっておられました。だからあとで維持管理どうするかっていっても、どういう格好にするかはまだ考えてないというようなこともおっしゃっておられましたし、やっぱり、最低19万くらいは必要で、今のところ19万ならばあそこらへんがあるなというイメージはお持ちだというふうに私は理解しているんですが。そこは弾力性をもって考えた方がいい。但し、それはやっぱり、造ることにしないと下の方の河川改修も認可を得るのには難しいよという話しになるんですね。分かりました。それで、そうすると、治水の方はやっぱり、そういう担保という面も割合はつきり浮かんでくるように思うんですが、話しを無理にまとめる必要はございませんが、それでいかがでしょ

う、あとは。

五十嵐委員

利水の関係で私ども財政ワーキンググループの時にはですね、下の方に井戸掘って、ずっと運ぶというイメージだった。今、そうじゃなくて、上の方で1回試掘してくれということなんです。それでOKだったら勿論、そのポンプアップする導水管いらなくなるから物凄い安くなるんですよ。これは現実的に可能性ありそうなんです。どっか出そうなところで上でちょっと試掘してみると。

高橋委員

専門屋さんが量的にはね、そう大きなものは望めないけれども、出ないとはちょっと調査しないと分からないけれども、出ることは出るでしょうと、言っていました。調査しなければ分からない。

五十嵐委員

ちょっと財政ワーキンググループの関係で、下の方に行くと、設定して計算しましたよね。あの時上は駄目だからというイメージだったのですが、そうではなくて、1番最悪の条件から財政的に見積もっておこうということだったのでしょうか。もし可能性があるのだったら、やってみたらいいと私は思っているのですよね。

事務局

あの財政試算の時は井戸に求める量が日量で6000m³位ですか、それを下の方からというか、地下水に求めるということでした。専門家の方のお話しですと、その上の方だと日量数百m³くらいの可能性しかないというようなことでしたので数1000m³/日ということになると若干下の方のところの可能性あるところで2本、2、3本ですね。

高橋委員

3本。

事務局

3本掘って上げるというような形で、部会の審議が進んでおったところです。

高橋委員

だけでもあとはですね、水利配分案がもしよければ、そういう数字にはならないわけですよ。ポンプアップの量もね、変わるわけですから、私は上の方で暫定豊水権を頂け

れば、予備としてそれをもったらどうかと思います。

五十嵐委員

私は非常にプラグマティックで合理的だと思うのだけど、そういうことだってありうるだろうし、県だってそれは受ける体制に、絶対駄目だってわけではないでしょう。だって、下からもっていけば何億とかかるものを上からもってくれば安いし、極端に現実それでOKだということであれば、数字は別で、とりあえず試掘してみる可能性だってあるのじゃないですか。答申、それ書いて、答申を出すということだって可能性あると思いますけど、数字無視するわけですよ。

高橋委員

可能かどうかってことを県でやって頂ければ、あとは、利水事業者がやればいいわけですからね、出るか出ないかわからないのを、どんどんと村にやらせるというわけにいかないもんだから、せめて試掘して調査だけはして欲しいということなんですよ。

五十嵐委員

試掘2, 000万とか何か見積もったけど、本当はそんなにかからないんでしょう。

幹事長（政策秘書室長）

政策秘書室長高橋ですけども、今、高橋委員のお話でございませうけども、そういうこともありましたので、この前お示ししましたように、県が市町村が、試掘するような場合に50%の援助を行うということにしたものでございませう。

五十嵐委員

高橋さんの議論は今いったような件については、だいぶクリアーになってきたのですか。いろいろ今ずっと言ってきたやつで。

高橋委員

当時この支援策というものが、なかったものですから、あれですけど、評価しておりますけども、数字はいい悪いは別にして一応、指針を出して頂いたんで、これは十分お話しができるんじゃないでしょうか。

宮地委員長

この話しは確か高橋部会長お休みの時だったんで実際。

高橋委員

見させて頂きました。

宮地委員長

治水の話は、利水か。利水ですね、利水の話に移ったんですが、どういう、ちょっと話しを続けてください。

五十嵐委員

要するに、今までの想定は下の方に井戸を3本掘ってですね、上の方に持っていくというような形で財政ワーキンググループは見てたんです。前提は一定量の水量は下からしか出ないだろうという前提でそれを計算した。現実的にはですね、計算するといろいろありまして、非常に現実的に言うと上の方でそれよりもはるかに低い水量確保されているという条件があれば、実際的には間に合うという可能性があるということなんです。それで調査費用、調査をしてくれということなんですけれども、今、県の方から調査費の50%費用負担するということなんで、それを適用すれば、市町村の方で、地元で50%、県のほうの50%調査費だせば、試掘できるということです。それで何100m3か出るということ分かれば、今まで、錯綜した議論について、計算度外視してですね、地元も納得するし、具体的な、現実的には対応できるということになると、そういうことです。

大熊委員

それは先程から話しが出ている豊水水利権と組み合わせてってということですよ。豊水水利権が認められれば、取れない時にどうするかっていった時にそういうもので対応をするっていったようなことで、現実的になるということですね。

宮地委員長

豊水水利権と組み合わせて、そして、井戸の掘り方も考えると。

大熊委員

そして、今までのような何1,000万m³も1日で出ないでも構わない、そういう井戸でも、少量の井戸でもいいんじゃないかと、そしたらもっと上流に造られてポンプで上げなくて済むから大分安くなるだろうと、そういう意味では豊水水利権というのが、ひとつの前提的な議論になっているんですよ。

宮地委員長

はい、高田委員、どうぞ。

高田委員

松島（信）さん、その付近の地下構造のデータ今までないんですか。あの付近の。弾性波探査とか。

松島（信）委員

直接の地下水調査のデータはないんです。ただ、私は豊科建設事務所に案内してもらって、あそこを調査したコンサルのデータを見せてもらった、その感じでは現在のダム計画地点、あれは最初に現計画地点ではなくて、もっと下流部に計画されていた。ところが下流部は大変に、地下が不安定地盤で、深いところまで20mとか、数10m下まで崖錐なんです。地すべりの。ですから、裏返せば、今のダム計画地点と谷の出口との間は河床が広い地形になっておりまして、そのところは堆積物が非常に厚いわけです。ですから、ある程度の地下水は得られる筈です。豊水水利権とあわせれば、可能かもしれないということで、今、言った調査ということについては、やってもいいかなあとは思いますが。

高田委員

先程、県の方で言われたように調査費の50%は県が持ってもらう、そういう中で広域の調査をして、それで県が市町村に地下水利用の規制、協定をやる場を設定する。そういう調査データを持った上で、そういう形で進んでもらって、三郷村の方は、事業に引き合うかどうかの試掘をやるとか、そういうシナリオ書ければいいんですけど。おそらく地下水調査の最初は弾性波探査になると思うんですけどね。

松島（信）委員

弾性波探査はやってないと思います。

高田委員

そうですね。それである程度地下の基盤層とか堆積層の厚さとか、密度とかそういう分布が分かった上でボーリング調査に入ると思うんですよ。

松島（信）委員

ボーリング調査だけは見ました。

宮地委員長

先程、部会長が言われた上の方の水と下のわさび田の方の水、違うんだという話しは大丈夫ですか。

高橋委員

そういう意見もたくさんありましたということです。

宮地委員長

そうですか。

高田委員

それは基本的にはその考え方はいいと思います。

宮地委員長

そうですか。

高田委員

下の基盤の風化したのとその堆積層の間に難透水性のがあって、上と下で別れてるといのが考えれると思うんです。

宮地委員長

そうですか。わさび田は、穂高の人はいっせいにそう言いましたね。公聴会の時には上で掘ったらなくなるって。非常にやかましかったんですが、あれは。そうですか。もうひとつ、梓川の方から水取るやつですね。確か、幹線道路の方から、農業用水、中信平から。そこのところは、梓川頭首工の新設、確か、それはそこの話し合いをして、いろいろ水をもらえるという可能性はかなり高い。

高橋委員

さっき言いましたようにですね、組織が大きいんですよ。連合といいましてね。もとはですね、中信平なんですけれども、右岸と左岸と松本平一円に供給してるものですから、三郷の方は左岸なんです、安曇野の方は左岸なんです、その中にいっぱい下部組織がありましてね、今も組合員には間違いはないんですが、量的に増えるよということになりますと、その本元はいいですよといっても枝があるわけですよ、いろいろな組織が。そういうようなことからあんまり我々が立ち入ることができないんですよ。これは県もあんまり立ち入ることができませんのでね。ですから、やっぱ、組合といいですか、連合の中での話し合いにして頂かないと県がいつてあれやれこれやれという話しではないんですよ。

宮地委員長
そうですか。

高橋委員

三郷村とすればですね、7割減反という現実がある中でね、確かに厳しいことがあるんですが、それは先程以来出ました農業用水を利水組合と協定して飲んでくというものですから、その辺が、そういうようないろいろなものがあったりして、7割減反に対して村も補助してるというような実態なんですよ。内容は分かりませんが、そういういろいろやってるようなんですよ。農業用水の問題は少しこのね、部会では踏み込めない、深くは踏み込めないという現実です。皆さん、委員になってあれですけども、治水・利水、ダム検討委員会の中に農業用水ってのは入ってたんでしょうか。私、つくづく、どうして農業用水までやんなくちゃいけないのかと思ったんだけど。現実問題として、どういうふうに捉えてました。僕、上水道だけかなと思ったんですよ、実は。ですからね、ものすごい複雑になってくるんですよ。

大熊委員

上水道のことやろうとすると、農業用水のことやらなきゃなんないってということで、だから、駒沢でしたっけ、不特定用水まで本当に議論すべきなんだかどうかっていうのはまだ、残ってはいると思うんですね。

高橋委員

農業用水だとですね、県、関係なくなっちゃってるんですよ。

大熊委員

水利権というのは複雑で、土地改良区の集まりだけで、調整してやる場合もあるんですよ。県も国も関係ない場合が多いんですよ。例えば、堰の改修なんかで維持管理費だとか、いろんなものを互いに負担しあって、それでうまく分け合うってこともやってますしね。

高橋委員

ですから、我々は県の治水・利水ダム検討委員会なんですから。どうにもだからね、大きいですからね、農業用水というのは、小さい団体じゃないですからね。

宮地委員長

それでも、黒沢の場合は実際に水道を掘っていたわけなもんだから、しかし今度は豊水水利権の話になればね、その辺はいくんでしょうけれども。郷土沢も農業用水は別

になっているんですかね、あの議論確か、そうですね、竹内さん。あれ、イザとなったら小渋ダムから水が来るんだという話がありまして、別になってたですね。そうか、やっぱ、ここ特殊なんだな。さてそうすると、どういうふうに話しをもっていったらいいですかね。治水のことについては、かなりのやってきた担保条件というものが分かったような気がするんですが、利水に関しては、やっぱり、1番ポイントは三郷村に水利権がない、それを何とかして確保する方法に先程の上の方へ深い井戸を掘ると豊水水利権をなんとかできないかというお話しなようですね。数量的なことはそう明確にはまだ言えないですかね。井戸からどのくらい水が出るかも分からんし。

大熊委員

基準地点で流量ちゃんと測ると、もうちょっとあるかもしれませんしね。流量が。さっきはないという発言をしましたが、伏流してないかもしれないし、逆に伏流しないで増える可能性もありますしね。

宮地委員長

そういった数字を出そうとするとやっぱり、全体が4、100m³という話が出てきちゃいますよね。そこら辺どう考えたらいいんだろうな。

五十嵐委員

財政ワーキングで数字書いたんだけど、誰も理解できないんです。

宮地委員長

しかし、例えば、非常に直感的なこと申して悪いんですが、ただ黒沢から実際に今までもらっていた実績が4、800m³ですよ、黒沢から三郷村がもらっていた水道水、4、800m³だったですね、確か。だから、そのくらいなものを何とか井戸と豊水水利権で比較をするというのはひとつのめどになりますか。そんなこと言っちゃいけないですか。

高橋委員

それは違うんですよ。

宮地委員長

そうですか。

高橋委員

それは今度、農業用水を転換してやってるわけですから、ダムができれば、ダムから

農業用水を確保しますよという話しですから、ダムができなけりゃ、その4,800m³というのは三郷村には権利はないわけですから、南小倉地籍というのが返して頂きたいと、ダムを止めるなら、うちへ返してよこせよという。

宮地委員長

黒沢の豊水から取っちゃいけないわけか。

高橋委員

そんな単純なものじゃないわけですよ。だからそれを量を十分1年くらいかけて把握をしながら、ですから、数字のことあんまり言うのはと言ってるのは、1年くらい調査をして頂いてね、そして、どのくらいになるでしょうかということから、じゃあ、その配分を皆さんで、県が決めるわけにもいかないでしょうけども、県はさっき言った、例の4,100m³で分配せざるを得ないわけですから、数字的には。それはそれでもいいんですけども、その他に暫定豊水水利権というものを三郷村に上水道の権利として与えてやって欲しいと、そうすれば、トータルの中でうまく分け合って使ったらどうでしょうかという発想なんですよ。知恵なんですよ。私はこれからそういった知恵を出していくべきだと思うんですよ。ですから、あんまり数字をです、ね、こういうふうに分ちやうと矛盾だらけになっちゃって、どうにもならないんですよ。

宮地委員長

そうですね。ただ時間的な問題としてね、その利水の方の話しというのはとにかく現状なんかかなってるから、いいという2年くらいかかってもいいかもしれません。先程の治水の話しいいんですか、それと一緒にならなくても。

高橋委員

治水とは一緒にならなくてもいいんじゃないでしょうか。

宮地委員長

だって計画いけるんですか。

高橋委員

治水を、ダムでカットしようとした量は調整池でカットしましょうよと言ってるだけです。

宮地委員長

それはそれで独立でいけるわけですか。

高橋委員

非常に単純なことなんです。少し時間をずらしてそいつを出してやろうとしてるわけですから。

宮地委員長

そっちは金の問題だけですな。

高橋委員

あとは金の問題だけなんです。

宮地委員長

利水の方はこれを急げと。

高橋委員

ですから、それもですね、そんなに難しいことではないと僕は思うんです。

宮地委員長

原則的に言って、ダムはもうカットしてしまえ、止めてしまえ、治水はそういう調整池を担保にして、下の方の改修を今までどおりやって欲しい、それから、利水に関しては少し時間かかって、こういう調査をして豊水水利権と井戸という可能性を一生懸命探れと、こういうことになるんですかね。

高橋委員

少し時間って、これね、限度2年くらいと、こう言ってますが、私は2年でもいいんですが、調査を1年あればですね、ある程度めどがつくわけですよ。ですから、ある程度のめどは、検証ですからね、今、やって頂いてるのも間違っただとはいってないわけですよ。大した流域ではないわけですからそう間違ってるとは私も思わないけども、信用してくれないんですよ。だから、そういった代わりを担保して皆さんで検証してみましようよということですからね、それが多くなろうと少なくなろうともいいんですよ。そういう期間を1年くらいやって頂いて、そして、そうしたらどうしましょうかと、こういうような方向に進んでいって頂ければと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

今の治水と地下水の関係について先程の結論みたいなのがやや早すぎると思うんです。先程の結論と言いますのは、上流域へ、つまり黒沢の下流域ですね、そこへ井戸を掘って地下水を得られると、しかし、その量は大量に出てこないだろうと、だから豊水水利権を取得する、両方をカバーしようということが、先程、議論されてましたね。それは、それをまずやるということは賛成なんです。つまり、第1案としてね、それは地下水の調査をやった中での話しですよ。その時の地下水が、あの黒沢の下流部で確保できるかできないかというのは調査しなきゃ分らんわけですから。実際のことは、それが駄目な場合もありうるわけですよ。豊水水利権の問題も土地改良もありますしね。ですから、1発で解決できそうな場所は三郷の下流部ですね、役場付近です。あそこに深井戸を掘ることが、1発で解決できる方法です。ですから、その調査は今の第1案が駄目になったら下流部の地下水の調査もやってそっちの方へ切り替えてポンプアップする。高橋さんがポンプアップすると電気代が高いよということを言われたんですけども、しかし、日本中ポンプアップするのはもう日常茶飯事で、他のものに比べれば、電気代というのは高くないわけです。ですから、1案だけで絞っちゃうと駄目だと思います。

高橋委員

それはまあ絞ってるわけじゃないんですよ。だって、高田先生が言われたようにね、それとは別に全体の地下水の調査っていうのも、先行した方がいいんじゃないかと私は思ってますけど。

宮地委員長

ちょっと私、それ言い過ぎたかもしれません。

高橋委員

私はそれでいいと思います。

宮地委員長

その中で特に上の方という話しが今日、出ただけのことなんで、基本的にはとにかく水源調査の方が先だと。さて、ざっと2時間近くなってきたんですが、どうでしょう。

高橋委員

それから、もうひとつ、ちょっとこの前の議事録見させて頂いて、多分、部会でも出ておりましたけれども、この担保の中に流域の名前は別にしてですね、協議会なり何なり作るべきだというのが。

宮地委員長
流域協議会。

高橋委員

名前は分かりませんが、これも黒沢の場合もですね、やはりこれが出ておりました、ここにも書いてございますけど、この前、私、議事録読ませて頂いたんですけど、いろいろな意見が出ておりましたけれども、私の意見としては、少なくとも今の部会の特別委員の方々が主体となってですね、やっぱり、そういうものはこれから作っていくだろうと、非常に熱心に取り組んでおられますし、それをチェック機関というのであれば、そういうこともですね、分かりますし、全員がという意味ではございませんが、少なくとも特別委員の方々が主体となったそういった組織を作って頂きたいなと、黒沢の場合、特にお願いしたいと思っております。

宮地委員長

流域協議会の話しが出ました時に、この委員会ではですね、1番言われたことは、やっぱり、議論の継続性がある、今、部会長おっしゃったのはそういう意味が多分にあると思います。もうひとつはですね、住民が主体性を持ってやってくれなきゃ困るという話しがございました。確かに、継続性と主体性と柔軟性だったですかね、そんなこと言っております。ですから、今のようにどういうメンバーでやったらいいかということはちょっとまだ我々も考えておりませんが、そういう3つのこういう性格であって欲しいという中には、現実的には高橋さんのおっしゃられたような、逆に言うと特別部会員の人数だけになるといろんなこともできるかも分からないので、そういう方々むしろ主体的にこうやりたいとおっしゃってくださると特別部会の委員であったのかなんとかいうことは別にしましてね、そういうことが生まれるような気が私はするんですけども。いかがでしょう。3時になりました。休憩をしますか。この黒沢の話しを、出るべき議論も出尽くしてるような感じもあるんですけどね、ただここでさあ、まとめると言われるとなかなか。

五十嵐委員

答申の原文書いて頂いて、それを丁寧に議論するしかないんじゃないですか。

宮地委員長

もうそっちはいきますか。いかがです。今、そういうご提案があった。

高田委員

簡単な一本道のシナリオはできないと思うんですよね、すぐには。それでできるだけ早めに作って、みんなが時間かけてそれに目を通していく。

宮地委員長

たたき台があった方がやりやすいというわけですか、話しは。

高田委員

たたき台は早めに作って頂いた方がいい。

宮地委員長

そうかも分かりませんね。

高田委員

ちょっと一筋縄ではいきそうにないと思います。

宮地委員長

それはいろいろ難しい面があるから。確かに何かたたき台があった方があれもいれる、これもいれる、あれを削れ、これを削れの方がはっきりするかも分からないですね。そういうご提案がありましたが、どうですか。考えましょうか。もしそうならば、なるべく足元が明るいうちに早く作った方がいいんですが。はい、どうぞ。

松島（貞）委員

そういう方向では是非、基本的には部会報告を我々も了承しておるんで、そういう方向でまとめて頂きたいと思っておりますが、これ石坂委員も言われておりましたが、是非、この黒沢の報告には現実に水をみんなが分け合って上手に使ってやりながらダムを造らなければ解決できない、もしくはダムを造るに当たってのその基準濁水流量、維持流量の話になってしまうんだけど、そういう現代の河川行政の矛盾みたいな話しは是非、入れて頂きたいという、それはですね、私ども、多分、利水のワーキングでずっと話してきた中で、どう考えてもおかしい、我々の一般人では理解できないような数字が一人歩きしちゃうんだけど、それはおかしいと、そういうのは。そういうのは別に答申案に入れてどうこうということではないんだけど、是非、そういう実態があるってことを世間に知らしめたいという思いがしてあって、ここは是非、お願いしたい。

高橋委員

よく分かるんですけどね、時代的な背景というものがあましてですね、特にああい

う高いところに住んでいて、すごい歴史があるわけですよ、水戦争してきてるわけですよ。ただ、私、個人的にはですね、最初から。部会長になった時から、やぶへびになるよということは、常日頃言ってたんですが、果たしてそこまで委員会としてね、今、やってることは違法ですよというのが本当に言えるかどうかというのは、矛盾でしょう。

松島（貞）委員

違法とかいう意味じゃなくてですね、例えば、郷土沢の話しにもなるんだけど、河川の流況と利水量という資料見させて頂いて、例えば、平成12年なんかは多分、豊水、水の多い年は十分水はあるというふうに資料解釈していいというふうに思うんだけど、その、現実には水利権じゃ絶対に駄目だと言われれば、水はあっても、利用できない、それはダムを造れば解決するけれども、利用できないっていう話しになっておることについて、これは大熊委員がよく言われるもう1回江戸時代に帰ってという話しだけでも、昔はみんな分け合ってたかつかつた、今も現実にはある水をどう上手に使ったらいいのかという意味でダムだけが解決方法ではないということが私もこの議論の中で分かったっていうことがあって、そういう意味ではこれからの河川の水の使い方っていう観点の中ではダムだけでなく、ある水をもう少し水利権の事に触れればみんなで話し合っ解決していくような水を上手に使うようなことが、本当はできるんじゃないか。ダムだけでなく解決できるんじゃないかというようなことを黒沢は非常に良い例だというふうに思うんで、そういう意味でのことが分かるような文言を是非、入れて頂きたい。だから今の黒沢で、これ高橋部会長が1番心配されるように新聞報道もあったように、何が悪いとか、これが悪いというような話しになっちゃうじゃなくて、是非、これからの、というような意味で。

高橋委員

特別委員会ではね、私も常にそういうことを言ってきたし、委員の方々もそれで理解をして頂いたわけですよ。だからダムなし案になったわけですから、それ十分分かるんですが、文章となりますとね。

宮地委員長

さすがに書き方は難しいと思うんですが。

松島（貞）委員

一般論で結構です。

宮地委員長

あんまり細かく書くとあとで29,000m³/日で許可してる話しから遡って参り

ますし、いろんなことあると思うんですが、ただ、特にそれが黒沢の場合には大きな問題になって苦慮したというような話しはあるわけですから、その辺をどう書くか。

松島（貞）委員

苦慮したという言い方でいいと思います。

宮地委員長

そうですね。そういうことでしょう。1番困ったところで。

高橋委員

いいんじゃないでしょうか。

大熊委員

ひとつの知恵なわけですね、砂防ダムから取ったりなんかしてたのはですね、だから全面的に否定することは僕は全然ないと思うんですよ。やっぱり、僕は知恵で非常によかったというべきだと思うんです。

宮地委員長

どうぞ。

石坂委員

まとめの方向なんですけど、今、ご意見出てるようにたたき台を作って頂いてそれを詰めてくってというやり方の方が現実的だと思うんですけど、だから部会報告がとてもよくまとまっているので、前回も前々回も私発言したんですけど、やっぱり、ここに挙げられてる8つの課題、今、ずっと議論されてることでですけど、これが担保されていけば、解決されていけば、よいことなんです。そこを中心に据えた、たたき台の取りまとめ案を作って頂いて、そこにそれぞれ私たちがまた意見言わせて頂くという形でね、まとめて頂いたらいかがと思うんですけど、ちょっと今日の議論の中でなかなか言えなくて黙っていたことなんですけど、これから委員会としての答申まとめてそれを県に答申をして実際にやってることとの関係ですが、例えば、治水のことでもお話しが出てます調整池をどうするかとか、私、そういうかなり細部のかなり具体的なことまでをこの検討委員会でね、場所の指定は他のことも含めてちょっと微妙なんぞというお話しもあつたんですけど、微妙という問題だけでなく、そこまでをここがね、具体的に提案してかなくちゃいけないのだろうかということ、かねてから浅川の時から疑問に思ってる点でもあるんですね。だからその辺の考え方についても、この取りまとめの議論の中では、言っちゃって議論をさせてもらいたいなあというのが1点と、それから、先程から1

0万m³という調整池のお話しもあるんですけど、この黒沢の流域の問題について言えば、万水川との関係でね、改修がもう7,8割がた終わっているものを残りの、特に下流域の安全を守るためにどうするっていうお話しなんで、私も最初から基本高水を、例えば、洗い直すとかどうこうという議論は相応しくないだろうということで、そういう意見は言っては来なかったんですが、ただ、現実の実際に答申があがって県や市町村が対応されていく時にその調整池を現実にはどこにどれくらいの規模で、いくらお金をかけてという話になった時にね、このあくまで当初計画の基本高水と例えば、先程のお話しでは10万m³の調整池が必要なのだろうかということになってくると、ちょっとすいません、堂々巡りになりますけど、また基本高水の問題に戻るわけですよ。その時、例えば、今日の議論の中でも先程私も含めて全員で承認しましたけど、薄川について言えば、最新のデータで計算をし直して基本高水が簡単に言いますと変わったわけですよ、というようなことがね、他の流域には許されないのだろうかという疑問も湧いてきたりしましてね、そこをいろいろとやかかくいうつもりはないんですけども、現実の対応を実際に手立てを考えていく時には、やはり、そういうひとつひとつ到達してきた、やっぱり、新しい到達点を生かした対応ができる含みっていいですかね、そういうものも盛り込んだ取りまとめにしていくべきじゃないかと思います。以上です。

宮地委員長

要するに、そこら辺は弾力性をもてるような書き方をしろということですね。確かに、高水の話とね、今度の話しとちょっと違うように思いますが、多分、黒沢でも場所を確定したりとか、19万m³が確定しているとはまだおっしゃってはいないだろうと思いますが、私も、どうでしょう。そうしますと、今、黒沢の話し、部会の報告はああいう方向で一本化になってるし、委員会の中でもその方向はだいたい認めてる。ただしいろんな複雑な問題があるので、どういうふうなまとめ方にしていかがいするんな苦慮があると思うんですが、それをもう少し詰めるためにもひとつ叩き台を作れと、こういうご意見が強いようですが、そういう方向でよろしゅうございますか。そうしますと、これでやっぱり、たたき台を作るグループを考えなきゃいかんのですが、やっぱり、基本的にどうでしょう、あそこの黒沢のところは委員の数が割りに少なくなっちゃってるように思うんですが、私も勿論、入りますけども、高橋さんにももうひと汗かいて頂いて、あと、黒沢の部会は、今、ここを見ると分かると思うんですが、高橋委員と大熊委員、それから、藤原委員、それから、宮澤委員とおいでになりますけど、宮澤委員もだから忙しいんですが、そういうところでたたき台を作るということでもよろしゅうございますか。それじゃあ、藤原委員、今日、ご発言がなかったんですが、そういう方向でお考え頂けますか。それでは、起草ということになるかどうか、答申作業のひとつのたたき台の作成という意味にご理解を頂いて、それをお願いしたいと思います。それでは、それについてはまた高橋部会長、またご相談をして手はずを決めたいと思いますが、よろしくお

願ひ致します。それでは、ちょっと今、黒沢部会とおんなじようにぼんぼんぼんと話しがいったんですが、議題としては以上で本日に予定していたことは終了、どうぞ。

高橋委員

これも前回休んだために、あれですけども、お蔭様で利水の財政支援について県から一応のものが頂きました。これは非常に評価しているわけですけども、議事録を読ませて頂いて感じたことは、%の話したと思いますけれども、あれがこの委員会として特に我々利水ワーキング、これについて利水ワーキングですね、私は是非、開いて頂いてですね、20%、50%というようなどこから出てきたのか分かりませんが、意見の中にもありましたけれども、よく財政のこと分かりませんが、水道債というの、あれ50%ですか、村長さん、普通、水道債って50%くらいですか。交付金の対象となるのは。

宮地委員長

水道債。

高橋委員

簡易水道債ってというのは、いいです。おそらく50%くらいだと思いますが、出ておりましたけれども、少なくとも、交付金の対象にならないものについては、少なくとも県が支援すべきじゃないんだらうかと、つくづく思ってるんですけども、その辺ですね、利水ワーキング、1番関心なんですよ、あれが、部会では。あの支援策が1番問題なわけなもんですからね、その辺、利水ワーキングとしても妥当性っていいですかね、検討してみる必要があるんじゃないかと思うんですが、どういうものでしょうか。

石坂委員

大事なことだと思いますので、メンバー3人ですから。

高橋委員

それと委員会としてもね、あれが本当になっちゃったら、ちょっとよく分からない、どういうふうに捉えていいのか、僕はちょっとよく分からないんだけどさ、前進があったということだけは確かだということで評価しています。

松島(貞)委員

中身はまだ詰めなきやいかんことあると思います。今日の意見の中にも試掘っていう話しもあったんですけども、調査っていうのと試掘まで調査に入ると、試掘を、それじゃあ、一体、して、どのくらいまでかっていう話は個々には難しい部分もあると思うし、

その20%っていう話しももう少し本当は中身を分析しておかないと確かにいかんの
だろうっていうふうに私も思っておるんですけども。

松島（貞）委員

おそらくね、村長さん方はね、いろいろ意見が出てくると思うんです、あれを見て。
ですから、私はそれは少し突っ込んだ方がいいと思う。

藤原委員

50%の話しなんですけどね、駒沢部会の時に食環水の方からのお話しでは、水源調
査っていうのは、水量と水質までも含めてという返事を頂いてます。50%の対象はど
こまでですかと、要するに、このところにありますよっていうだけじゃなくて、その
水が実際にどのくらいの量があって、そして、飲む水として使えるかどうか、水質の問
題も含めて調査をするということまでがですね、水源探査、調査というふうに返事も
らっています。

宮地委員長

それはなんか聞いていると当然のことのように思うんですがね。

藤原委員

ただ探査っていうのが、このところにあるというだけじゃなくて、試掘して見て、
掘ってみてその水がたくさんちゃんとあってですね、そして、それが本当にのめるかど
うかという、そこまではちゃんとやるのが水源探査という中に入っているのです、とい
う話しでした。

宮地委員長

はい、分かりました。竹内さん、どうぞ。

竹内委員

決めた時にも私申し上げたんですが、数字が出れば、当然、市町村とかですね、いろ
いろな意見が出るでしょうと、従って、検討委員会では、分かりましたという、こと
じゃなくて、お聞き致しましたというふうに、あえて申し上げたんですけど、これから
具体的な話しになればなるほど、その数字が妥当かどうかという問題はですね、拡大
解釈できる部分は当然あると思うんですが、それでちょっと座長さんいなくなっちゃっ
たんですけど、今日、申し上げようと思ったのは、要するに、各流域ごとのあれを当て
はめた場合に、お金が財政試算的には、出ていますので、あれを当てはめてやれば、あ
る程度の案に対する数字っていうものが出てくると思うんですよ。それをできれば、私

も財政ワーキングなのですが、財政なり、どうやるか、数字を全体の概要、流量ごとに比較してみる必要があるんじゃないか、資料としてですね、私はそう思っているんですよ。

宮地委員長

ちょっと、いろんな川で出ていた財政ワーキングの報告を、まとめて、横ならべにしてみたいと、こういうことですか。

竹内委員

要するに、利水に対する補助の関係、この制度を当てはめればっていう意味です。

宮地委員長

利水に対する補助の部分、そうですか。それだけでも横に並べてみたいと、そうですか。そういうことはありえますね、きっと。それはむしろ県の方でも考えてもらわないといかん。

竹内委員

高いところと低いところ、両方出てくると思うんですよね。そういう面からも検討する必要がある。

宮地委員長

そうですね。それは財政ワーキングというよりは、むしろ今までの財政の報告を見れば、一応、並べられるわけですね。

竹内委員

と思います。

宮地委員長

どうでしょう。竹内委員の今のお話しを受けて頂いて、今度の時に利水に関する補助の話はこの川ではこのくらいになっている、この川ではこのくらいになっている、初期投資でいいですよ。

竹内委員

初期投資と維持も両方ありますよ。

宮地委員長

初期投資について並べてみて、全体どのくらいになるか。そうなると県の方だって、50%でいいかって話しが出てくるかも分からない。

石坂委員

今回のね、県の支援策っていうのが、やっぱり、全流域に適應するっていう前提で初めての打ち出したと思うんですよね、という意味で今お話し出てる財政試算は、すぐそれは勿論、できると思いますし、やりさえすればね、それは一応、示して頂くことも大事なことだと思いますけど、高橋委員のさっき言われたことは、そのことだけではなくって、考え方の問題としてね、今後、今回県が初めて踏み込んで支援策を出したことに対して検討委員会としては、それを受身の立場で受けるのではなく、この間のいろんな流域のね、議論も踏まえた上で、提言できることをしていったらどうかと、そのことを例えば、検討委員会でやるにあたって、必要ならば利水ワーキングでも詰めた議論もするべきじゃないかというご提案だと思いますので、そういう提言をしていく立場で議論をいずれにしてもしていかなくちゃいけないと思うんですよね、ということですよ。

高橋委員

そういうことです。

宮地委員長

私はそれは当然だと思っている。竹内委員のお話し、それとは違うことをおっしゃったんだと思った。

竹内委員

それにつけても、今の数字が流域に当てはめればどうなるかってことは具体的に分からないと、声は上げようないと思うんですよ。検証のひとつの材料に。

宮地委員長

それは分かっているっていった方がいいのかもしれませんが、でもやっぱり、県があれだけいったのならやって欲しいというのが我々の気持ちだと、私は思うんですけどね、ひとつの意見として、それを作ってもらいましょうか、そういう竹内さんの話し。どうですか。

高橋委員

施設については出ると思います。調査っていうのはあんまり無いんですよね。1番、油っこいところが無いんですよ。ダムなし案になって、初めて調査っていうのが出てき

てるわけですから、ダムの中には調査費ってのではないわけですから。ダムなし案になったために、利水に対する調査費っていうのが、ぱっと大きくなっていくわけですよ。ですから、私はえらい初期投資に20%掛けるなら、自分のダムだって掛け算すれば出るわけですから、そんなのはあんまり意味がないと思うんです。

宮地委員長
どうですか。

高橋委員
ダムで造って引いてくれるんなら、調査なんか何にもいらぬんですよ。自治体は。

宮地委員長
ダムがやめたところは調査費は50%、あとは一般論ですよ、そうでなければ、20%。竹内委員、どうですか、おっしゃったことは、僕、まだよく理解できてないんですがね、やっぱり、今、何かデータが必要ですか。

竹内委員
見て、それを当てはめていけばいいんですけど、ただ、数字の上で初期投資50%、初期投資の先程の解釈の問題も含めてあると思うんですよ。ですから、今まで数字積み上げている中ではいろいろと、井戸掘削とかいろんなことの費用重ねながら、あるいは、維持では、いわゆる汚染されたものの硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設いくらかです、そういうものを、これは維持費なのか、初めの初期投資ってことはどうなのかってことあると思うんですけども、その分類はある程度できてくんじゃないかなって私思います。流域毎に個別違いますからね、それを見てある程度市町村や、市町村だって、見れば、当然、試算できるかもしれないけれども、この流域は逆に言うと、これだけこっちの方がお金がかかりますねとか、安くなりますねってこと、私はある程度参考として分かるもんじゃないかなという気がしていますけどね。

宮地委員長
資料としてまとめてもらえますか。竹内さん、まとめて欲しいってわけですね。

竹内委員
どんなもんでしょう。難しいことですか。

宮地委員長
難しくはないけども、要するに、今まで出てるのは、黒沢と郷土ですよ、そういう

ことは、現実には。あと角間、駒沢はまだ分からないけども、あるかもしれん。書くんなら書くんですが、それだけでしょう、対象としては。

竹内委員

別に皆さんよければ、別にいいですよ、私は。

宮地委員長

その話しはね、個々の河川の話し、全体としてみた時に、さて、その費用どのくらいになっているかっていう話しにもなると思うんですよ。それがなければ話しが決まらないということではない、ような気もするわけですよ。つまり、竹内委員、今、是非、作れとってがんばりますか。

大熊委員

大変な作業でなければ、私も見てみたいなっていう気はしてるんですが。大変だったらね、あれですけども。

宮地委員長

そうすると、一応、対象は黒沢と郷土と、それから、角間と駒沢ですかね、利水があるのは。そうですね。そういう部分について、一応、部会答申が出てきた。そのレベルで考えて県が補助するとどのくらいになるか。それをちょっとまとめて頂けましようか。お願いできますか、今のようなこと、分かります。あいまいな点があったらおっしゃってください。

竹内委員

どうですか食環水さん、出ますか。でないことをあれしてもしょうがないけど。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課ですが、今、検討されている財政ワークからの報告に基づいてですね、その試算はできるかと思えます。

宮地委員長

まとめてこの次でよろしいと思えますが、お見せ頂けますか。先程申し上げた初期投資で結構だと思えます。

高橋委員

調査費は出さないってことね。

宮地委員長

調査費は。

大熊委員

今既にあるやつだけでも出して頂いて、それで将来付け加えるのがあれば、また。

宮地委員長

そうですね。

大熊委員

今、既にある計算されたものを。

宮地委員長

その方がいいでしょう。新しいものを入れますとね、今までの財政ワーキングから出たデータに基づいてやって頂くと、どうですか。それでよろしゅうございますか。

幹事（食品環境水道課）

箇所の確認したいんですけども、角間とそれから、郷土沢、駒沢、黒沢。

宮地委員長

つまり利水分が入ってるところという意味です。利水計画が入ってることです。それは、そうじゃないですか。浅川、砥川済みましたよね。それから、清川も薄川もほとんどない。上川も済んでます、無いですよ、利水は。

大熊委員

利水ないですから4つだけですよ。

宮地委員長

だから残りの4つ。そういう意味で4つだと思います。それではそれをお願い致します。それでは、話しは、主な議題は終わりました。それで実は今後の日程のことなんでございますが、ちょっとご相談を致したいと思います。ご存知のとおり4月は4日に県議会の選挙の公示がございまして、投票日が13日でございます。だから4月の4日から13日まででは実際上使えない。それであと4月に残ったところですが、残ったところと5月になるわけですが、また5月にはですね、5月の中旬ごろに新しい議会ができたので、その県議会が召集されると、そういう状況がございまして。それから、6月にはま

た定例県議会が始まるというようなことですが、それで、今のような状況で私、冒頭のご挨拶にも申し上げましたとおり、できるだけとにかく任期のうちに話しを済ませたいというふうに思いますので、そんなこと考えながら日程をしたいと思いますが、相当、実は4月に2回、5月に2回と思ったんですが、4月はどうも皆様方のご予定を見ると、これは配ってあるんですか、そうですか、私、まとめたのを拝見しますとね、とにかく、委員が10人以上集まれるところで、今の選挙なんかと関係ないところを見ますと、4月の23日と24日どっちかしかない。どうも、24日は12人が集まれます。今のところ。だからやっぱり、24日にしとくのが一番いいんだと思うんですが、4月の24日ということでひとつ1回設定をしたい。そのあと、土曜日にやれば別なんですけど、そのあとはですね、4月に1週しか取れませんので、5月にできれば3回くらい1週間おきにと思うんですが、皆様方の日程を見て、人数の多いところを除きますと5月7日、水曜日でございます。それから、5月の22日の金曜日が11人、それから、5月23日の木曜日が13人と、こんなふうになっています。ですから、その辺ですと、議論も進むだろうと、そう思いますので、その4日くらい今からご予定にいられておいて頂けませんでしょうか。

大熊委員

もう一度、5月7日ですか。

宮地委員長

もう1遍申し上げます。4月24日木曜日、それから、5月7日水曜日、5月22日、木曜日、5月29日木曜日。これが最大限出られるところです。

大熊委員

私、5月29日だけしか出れません。

宮地委員長

個人的にはそれでかなりひっかかっている方もお出でですが、最大限の人数を確保するためにそういうことをご計画をお立て頂きたいと、よろしゅうございましょうか。ですから、大熊委員、もし、なんかしてでられるんだったら、どこかで出てきて欲しいということをお願いしておきますが、よろしゅうございますか。実際上の議論が今日、たたき台が出ましたから良いんですが、あとは、今日、あった駒沢と角間の話しが議論になりますので、その辺でとにかく4回やって、6月は、かなり稼げるかもしれません。6月も20日ごろからどうも県会が始まるらしいんでございます。ですから、我々の任期は25日だか4日になっておりますので、そこら辺が最終になればと思っておりますが、そんな予定でございます。よろしゅうございましてでしょうか。はい、どうぞ。

高橋委員

委員の任期でございますけれども、私は職責で来ておりますので、4月いっぱい辞めるわけですよ。議会議員を。従いまして、4月いっぱいしか出られないと。県会の先生方は当然、出席、よくわかりませんが、その辺の取り扱いはどうすればいいんでしょうか。

宮地委員長

その辺の実は考えじゃないんですが、実はいろいろ選挙もございますし、今日、どうこうというふうに判断できなかったもんですから、まだ4月いっぱいあるもんですから、それまでは最小限、高橋部会長にもがんばって頂きたいし、それまでに答申がまとまるかもございますし。だんだん、あんまり委員が交代してくってことは望ましいことじゃないもんですから、どういうふうにするか、それはもう少し、次回までになにか事務局の方でも考えて頂いてと思って。どうでしょう。

高橋委員

県会の先生方どう思ってるんですか。5月の予定組まれてもいいわけですか。

石坂委員

だからそれは当選した場合の話ですから。

宮地委員長

それはそう、みんなそういう事情があるわけです。

松島（貞）委員

検討委員会の条例上、あれですか。議会、例えば、私で言えば、市町村長の代表、市町村議会議員の代表、市町村議長代表っていうくらいになると思うんだけど、市町村議会代表というところがなしになってもよろしいんでしょうか。条例上は。

宮地委員長

県会議員でも同じなんですよ。極端に言ってですよ、みんないなくなっちゃったなんていう。それは、どうぞ返事してください。

田中治水・利水検討室長

今のご質問ですけど、国の機関等は一応、項目があるんですけど、ひとりも入っておられません。ですから、そういうことから考えれば、例えば、市町村議員でなくてもそ

れは可能かと思えますけど。

宮地委員長

つまり絶対的なものではないというんですね。

松島（貞）委員

市町村議会代表っていうのは、空席になってもいいんだという解釈ですか。

宮地委員長

今の解釈はそうですね。その辺も含めましてね。分かりました。いずれにしてもね、いろんな、高橋さんの場合、非常に明確なんですけど、県会議員の選挙がありますから、分かりませんが、そういうものも含めまして、次回までに。

高橋委員

この人たちは立候補するけど、僕は辞めるから。

宮地委員長

ですから、その辺も含めまして、なんかご返事頂けますか。どうぞ。

幹事長（政策秘書室長）

政策秘書室長高橋でございます。今、その件につきましては、もうちょっと検討させて頂きたいということですが、高橋委員につきましてはですね、議長を辞めたから直ちにこの委員会の委員ではなくなるということはありませんので、はい。自動的に5月以降ですか、委員ではなくなる、次、必ず代表を出さないといけないということは条例上ですね、あるいは、實際上、運用上決まってるというわけではございませんので、県会議員という資格では出られる委員さんも同様でございますけれども、その辺だけはお含みおきを頂きたいと思います。

松島（貞）委員

そんないい加減な条例ですか。肩書きで選ばれとる人が肩書きが失った時に委員として継続できるっていうほどいい加減な条例ですか。

宮地委員長

今日ね、そういうこと今、言われましたけど、ちょっとこの次までによく考えをはっきりさせてもらいまして、これはもうひとつ僕は委員会としての考え方もあるんじゃないかと思えますよ、これは。ただ、任命権者は知事ですけどね、知事に対して委員会が

こうこうこういう考え方をして欲しいということもあるかも分からないと思っておりますが。

高橋委員

私もそんな無責任なことをね、やるつもりはございませんよ。少なくとも黒沢の報告だけは済ませて辞めたいし、しかし、法律は法律ですから、その辺を聞いたということ。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

1つだけ聞いておきたいんですが、砥川の問題で、新聞によると岡谷市が新しい水源探すということを新聞の記事で読んだんですが、その時には先程の県の援助というのは具体的に適用されるのでしょうか。

宮地委員長

それはそうでしょう。

高田委員

分かりました。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課ですが、運用、うちのほうでやるようになるかと思えますけれども、一応、岡谷市さんの意向も聞いてますし、内容等について、まだ聞いてませんので、そこら辺聞いて、何ですか、新しい支援策ですね、適用になるかと思えます。

松島（信）委員

今日、駒沢の方の審議は全然、先送りになってるわけですが、だから4月になるわけですが、それで、午前中も大熊さんの方から言われた例の面積のことについては、集水面積ですね、それについては、高水のワーキングの人が3人おられるんで、3人の人が現地を見て欲しいなど、そうしないと議論になった時にまた今日の繰り返しみたいなことになると私は思うんです。その辺、3人の方がいかがですか。

高田委員

是非、見たいと思います。

大熊委員

私も是非、現地は見たいと思います。

宮地委員長

そうですか。それじゃ、松島（信）委員のご提案。

松島（信）委員

調整が取れて、この日だったらいけると、時間的にはそんなに長時間なくてもいいんです。狭い面積ですから、そしたら、その部会に入っとった、私とか藤原さんとか、この辺ももし都合ついたら、出られると思いますが。

宮地委員長

流域面積の話について、高水の委員も是非、見て頂きたいというご提案ですので、それはひとつ、どうでしょう。高水の委員もご了解のようですから、一定の調整をしてもらって、事務局で考えて頂きたいと、それには、黒沢の部会長とか、松島（信）さんとか、そういう方もできれば参加して頂くのが都合がいいと、そういういうことですが、それで調整してとって頂けますか。ではお願いできるようですから、そうやって頂けます。

大熊委員

本当、私申し訳ないんですけど、図書館館長としてやらなきゃいけないのと、学科主任としてやらなきゃならない会議やなんか全部入っております、先程言ったように1回しか、最後の時しか、今の日程だと出られません。特に流域面積の問題に関しては私もそれなりに県からの考え方によりますけれども、どこかで議論に加わりたいなとは思ってましたので、是非、そういう機会を作って頂けたらと思います。

宮地委員長

分かりました。是非、大熊委員には絶対に入ってもらうような日程を作って頂きたいということです。よろしゅうございますか。お願い致します。

松島（貞）委員

日程がもし決まれば、連絡して頂ければ。

宮地委員長

他の方にもお知らせして、もしご都合のつく方はね、今のさっきのは優先という意味

なんで他の方にも通知して欲しいということですね。分かりました。お願い致します。はい、それでは、幹事会から何かございますでしょうか、他に。よろしゅうございますか。委員の方々は何か特別にご発言ございますか。それでは、事務局から次回の委員会の確認をお願い致します。

田中治水・利水検討室長

次回は4月24日ということで、時間等につきましては、ちょっと調整させて頂きたいと思いますので、また後程、ご通知なり差し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

宮地委員長

いろいろ県の方の都合で時間がまだはっきりしないようですが、24日ということは決めておきたいと思います。ありがとうございました。それではですね、最後になりましたけれども、実は県の方でいろんな人事異動で幹事の方々がかなりご移動になります。かなりたくさんの方のもんですから、いちいちお名前を申し上げませんが、私からもここで大変このハードな委員会に付き合っ頂いた事務の方々に心からお礼を申し上げたいと思っております。まだ残られる方もおいでになりますが、別の職場に行かれます方はそこでまたいろいろ影ながらご支援を頂きたいと思っております。移動なさいます方、これからもよろしくお願ひします。今までのご苦勞には本当に心からお礼を申し上げる次第でございます。委員長として申し上げておきます。どうもありがとうございました。それでは、これで本日の議事を終了致します。どうもありがとうございました。では先程申し上げましたように郷土沢の起草委員会を議会等の控え室で行いますのでお願ひを致します。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印